

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画素案について

1 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画素案策定の経緯

現在、市民局が中心となって「第3次横浜市男女共同参画行動計画（平成23年度～27年度）」の策定を進めています。DV被害者の支援については、現行の第2次計画でも触れていますが、平成20年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」により、「DV施策の実施に関する基本的な計画」を策定することが、市町村の努力義務とされました。

そこで、今回の「第3次男女共同参画行動計画」の策定に当たっては、その一部として「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を盛り込むこととしました。

DV施策に関しては、被害者の一時保護などの福祉施策をこども青少年局が担っていることから、「DV施策に関する基本方針及び行動計画」は、市民局とこども青少年局が連携して策定作業を進めています。

○これまでの検討経過

平成21年6月	平成21年度第1回男女共同参画審議会 横浜市DV施策検討会議 設置
平成21年7月	第1回DV施策検討会議
平成21年10月	第2回DV施策検討会議
平成22年2月	平成21年度第2回男女共同参画審議会
平成22年3月	第3回DV施策検討会議
平成22年5月	平成22年度第1回男女共同参画審議会

2 今後のスケジュール

7月30日（金）	素案公表（全文・概要版）
8月2日（月）	パブリックコメント開始
9月20日（月）	パブリックコメント終了
11月	パブリックコメント実施結果公表
12月下旬	計画の確定・公表

3 パブリックコメント実施にあたっての素案及び素案概要版の主な閲覧・配布先

- (1) 素案全文 市役所市民情報センター、区役所広報相談係、男女共同参画センター、図書館、男女共同参画推進課ホームページにて閲覧
- (2) 素案概要版 上記のほか、各区市民活動支援センター、公会堂、地区センター等にて配布（約7,500部）

第3次

横浜市男女共同参画行動計画

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画

素案(概要版)

みなさまのご意見をお寄せください

募集期間 平成22年8月2日(月)から
9月20日(月)まで



“男女共同参画社会” —それは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会です。

そして、この、男女共同参画社会の実現は、一人ひとりの豊かな生活のためだけでなく、少子高齢化・人口減少が進行する中、社会が持続的に発展していくためにも不可欠な、21世紀の最重要課題です。

横浜市では、男女共同参画社会の実現を目指して、行政が中心となり、市民のみなさまや事業者・市民活動団体等と一体となって、計画的に取り組んでいけるよう、「男女共同参画行動計画」に基づき事業を実施しています。現在の「第2次行動計画」は平成22年度に終了します。このため、平成23年度からの新しい計画「第3次行動計画」の策定にあたって、その基本的な考え方や施策などをまとめた「素案」をつくりました。

この「素案」について、みなさまからの声を反映させて、「第3次行動計画」を策定していきますので、是非ご意見をお寄せください。

第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】について

基本的な考え方

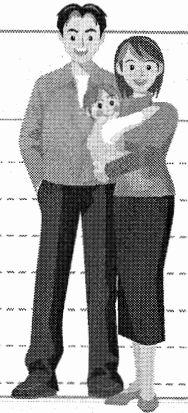
目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すものです。

基本理念

「横浜市男女共同参画推進条例」第3条に規定する7つの基本理念に基づく計画です。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶



位置づけ

「横浜市男女共同参画推進条例」第8条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

計画期間

平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

計画の推進

目標(活動指標又は成果指標)による進行管理を行います。(詳しくは⑨ページ参照。)

計画の概念図

男女共同参画社会の実現に向けて目指すべき6つの取組目標と、その中でも特に重点的に取り組むべき4つの項目を定め、取り組みます。

男女共同参画社会の実現

第3次横浜市男女共同参画行動計画

条例の基本理念に基づく計画の柱です

6つの取組目標

- I 男女共同参画についての理解の促進
- II 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保
- III ワーク・ライフ・バランスの実現
- IV 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援
- V 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり
- VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

最近の社会情勢等を踏まえて、優先的に取り組む項目です

4つの重点項目

- 1 生活困難の防止と自立に向けた支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組
- 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

横浜市DV^{*}施策に関する基本方針及び行動計画

※DV:ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)

第3次横浜市男女共同参画行動計画の体系

取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
- 2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います
- 3 性別に関わる問題についての相談を行います
- 4 メディアにおける男女共同参画を進めます
- 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
- 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します

取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

- 1 女性の就業を支援します
- 2 若者の自立を支援します
- 3 事業所における男女共同参画の取組を促進します
- 4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います
- 5 女性の自己確立のための支援を行います
- 6 地域活動における男女共同参画を進めます
- 7 市役所における男女共同参画を進めます
- 8 市審議会等への女性参画比率を向上させます



取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

- 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います
- 2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します
- 3 保育・子育てのための支援を行います
- 4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います

取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

- 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
- 2 ライフステージに対応した支援を行います
- 3 性差医療が受診しやすい環境をつくります

取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

- 1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます
- 2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います
- 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

- 1 DV*施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます
- 2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます
- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

*DV:ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)

6つの取組目標の概要 ~目指す姿と現状・主な取組

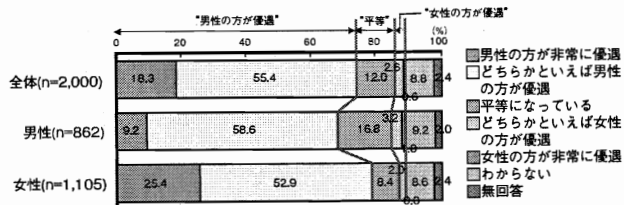
取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

目指す姿

男女共同参画について、より多くの市民に理解されています。

★社会通念・慣習・しきたりなどで、男女が平等だと感じている人は、12%にとどまります。

◆社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感



(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位が平等だと感じている人の割合

②6目標値20% (②現状値12.0%)

主な取組

- ①市民や企業等に向けた広報・啓発
◇市民等に身近な場でのキャンペーン・パネル展などの実施
- ②子どもの頃からの男女共同参画の視点の醸成
- ③メディア・リテラシーの醸成
◇メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うためのセミナーの開催

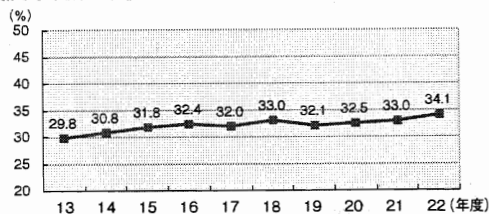
取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

目指す姿

意思決定の場への女性の参画が高まり、その能力が活かされています。

★市審議会の女性参画比率は、平成14年度に30%を超えた後、微増にとどまっています。

◆横浜市審議会等への女性の参画状況



(出典)横浜市総務局調べ

市審議会等への女性参画比率

②7目標値50% (②現状値34.1%)

主な取組

- ①女性や若者の自立に向けた支援
◇男女共同参画センターでの就業等に関する相談の実施、起業・再就職に向けた支援
◇若者サポートステーション、地域ユースプラザ、よこはま型若者自立塾での支援
- ②地域活動における男女共同参画の推進
- ③市審議会委員・市役所責任職への女性の参画促進

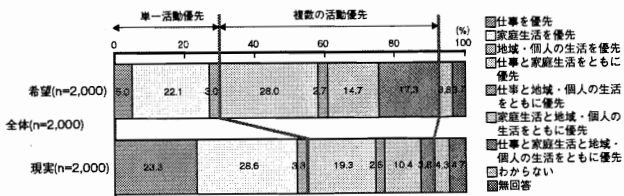
取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

目指す姿

市民が、それぞれの希望するバランスで仕事と生活を調和(ワーク・ライフ・バランスを実現)させています。

★複数の活動を優先したいという希望と、単一の活動しか優先できない現実との乖離があります。

◆仕事、家庭生活等の優先度の理想と現実



(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

複数の活動を優先している人の割合

②8目標値50% (②現状値36.0%)

主な取組

- ①保育所整備、一時保育等多様な保育の充実
- ②男性の家事・育児・介護・地域活動等への参画のための支援
- ③企業の主体的取組の促進
◇企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」



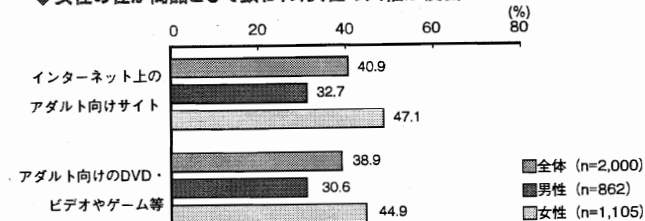
取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

目指す姿

市民が、互いの性を尊重しあうとともに、心身の健康について正しい知識を身につけています。

★女性の性の商品化と人権侵害について、インターネットやゲームなどでの認識が低く、男女の差も大きくなっています。

◆女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うこと



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

「アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等で、女性の性が商品化され、人権が侵害されていると思う人の割合」

⑳目標値50% (㉑現状値38.9%)

主な取組

- ①適切な性に関する教育の推進
- ②女性特有のがん検診受診者数の増加



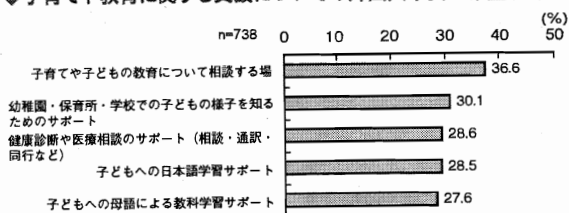
取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

目指す姿

多文化共生が進み、外国人女性等が暮らしやすくなっています。日本語を母語としない子どもたちへの学習支援が進んでいます。

★市内に住む外国人市民は、子育てや子どもの教育に関する支援として、「相談する場」を求めています。

◆子育てや教育に関する支援についての外国人市民の希望(上位5項目)



(出典) 横浜市「外国人市民意識調査」平成21年度

「横浜が外国人にとっても暮らしやすいまち」と思う人の割合

⑳目標値55% (㉑現状値(速報)28.9%)

主な取組

- ①外国につながる人への情報提供
- ②外国につながる子どもたち※1への学習支援
- ③途上国の女性の自立支援の活動をしているNPO・NGO等への支援

※1 外国籍や二重国籍者、日本国籍取得者及び保護者などが外国籍である日本国籍者の子どもたち

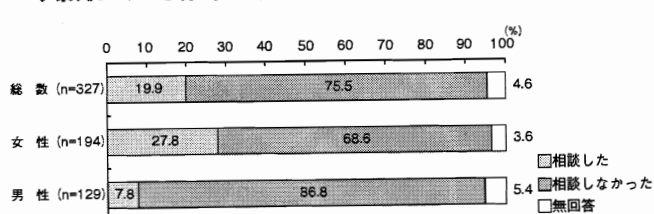
取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

目指す姿

配偶者間の暴力や相談機関について市民の認識が高まり、女性に対する暴力が根絶されています。

★暴力を受けても、相談した人は2割にとどまっています。

◆暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無



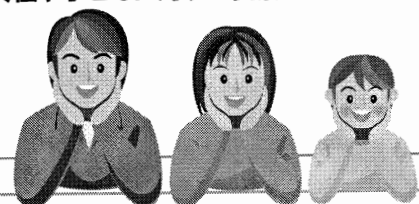
(出典) 横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

DV被害者のうち、暴力を受けた後、相談した人の割合

⑳目標値50% (㉑現状値19.9%)

主な取組

- ①DV施策に関する基本方針及び行動計画に基づく啓発と被害者への切れ目のない支援
- ②女性や子どもに対する性暴力の防止



DV施策に関する基本方針及び行動計画の概要については、7～8ページをご覧ください。

4つの重点項目 ～最近の社会情勢等を踏まえて優先的に取り組むべきこと

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、第3次行動計画では、I～VIの6つの取組目標として推進する施策の中で、特に次の4項目について、重点的に取り組みます。

1 生活困難の防止と自立に向けた支援

性別・年代を問わず、生活困難な状況にある人々が増えています。中でも、母子世帯や非正規雇用者が、経済的に特に厳しい状況に置かれています。男女に特有の困難に陥る背景には、固定的性別役割分担意識があり、その解消が必要です。困難の世代間連鎖を断ち切るために、学び・育ちの支援、就業機会の確保、困難を抱える親子等を地域で支える仕組みづくりなど、行政や地域のセーフティネットを構築します。

世代間連鎖を断ち切るために、子ども世代の学びや育ちを支援します！

主な取組

① 学び・育ちの支援

- ◆ひとり親家庭や貧困、日本語指導が必要な児童・生徒に対する伴走的※2な生活・学習支援

※2 家族が行うような寄り添い型の支援。生活困難な人々は、生活課題をいくつも重複して抱えているため、自ら助けを求めることができず、相談機関を実際に訪れることも難しいため、このような支援方法が必要となります。

- ◆高校中退やひきこもり、困難を抱える外国籍青年などに対する多様な進路選択支援
- ◆高校奨学金制度の充実
- ◆日本語以外を母語とする保護者への母語での教育相談

② 安定就労支援

- ◆就労支援(ひとり親、若年無業者、新卒・既卒者、高齢者、非正規から正規雇用促進)

③ 地域で支える取組

- ◆地域ケアプラザや地域子育て支援拠点を活用した顔つなぎ応援

◇母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合

②⑥目標値42% (②現状値27%)

2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組

女性がその能力を生かして社会に参画していく一方、男性が家庭生活等においても自立し、その役割を女性と分かち合い、それぞれが充実した生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。そのため、仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消や、保育所の整備、企業の主体的な取組を促進します。

男女ともに能力を発揮し成長する企業・組織づくりを促進します！

主な取組

① 固定的性別役割分担意識の解消

- ◆企業向け啓発
- ◆市役所のワーク・ライフ・バランス推進

② 就労継続環境の整備促進

- ◆保育所整備 ◆育児・介護支援休暇取得の促進
- ◆多様な保育サービス ◆多様な働き方推進(例:テレワーク)
- ◆父親の子育て支援

③ 企業の主体的取組促進

- ◆よこはまグッドバランス賞認定・表彰事業所へのメリット拡大

◇男性の育児休業取得率

②⑥目標値10% (②現状値1.8%)

※現状値は18年度調査による値。

◇「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数

②⑥目標値125事業所 (②現状値49事業所)

3 様々な活動の場における男女共同参画の推進

女性の意思決定過程への参画を促進し、男女がともに家庭、地域、社会など様々な活動の場で個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画を推進していきます。

市役所から率先して取り組みます！

主な取組

○意思決定過程への女性参画促進

- ◆市審議会等への女性委員の登用の促進
- ◆市役所責任職への女性の登用の促進(ゴール・アンド・タイムテーブル方式*3による推進)

*3 達成時期と最終目標を定め、それに向けて、年度ごとの数値目標を設定し推進する方式。

- ◆市内事業所の管理職への女性の登用の促進
- ◆地域活動での役職への女性の就任の促進
- ◆調査や統計における男女別情報(ジェンダー統計*4)の充実

*4 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要があります。

◇市審議会等への女性の参画比率

①目標値50% (②現状値34.1%)

◇市役所女性責任職(課長級以上)の割合

①目標値15% (②目標値20%) (③現状値8.8%)

4 女性への暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力は、本人はもとより、その子どもにも深刻な影響を与えるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力の根絶に向けて、暴力についての正しい認識や対処法の普及・啓発、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。

相談から切れ目のない支援に取り組みます！

DVは子どもにも深刻な影響を与える児童虐待です！

主な取組

①DV相談支援センター機能設置

- ◆DV相談支援体制の充実・強化
- ◆DV被害者自立支援充実・強化
- ◆DV被害者・同伴する子どもへの心理的ケアの実施
- ◆DV相談支援機関連携強化
- ◆同伴する子どもへの学習支援の検討
- ◆地域での生活アフターケア

②DV防止啓発

- ◆中高校生等へのデートDV(交際相手からの暴力)防止教育
- ◆メディアと協働したDV防止キャンペーン



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

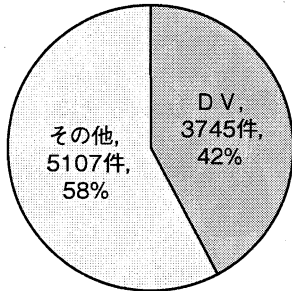
横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画について

横浜市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)に基づく基本計画として、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を定めます。本基本計画は、横浜市男女共同参画推進条例の理念のもと、配偶者等からの暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進するため、第3次横浜市男女共同参画行動計画に盛り込みます。本基本計画では、DV防止法対象の「配偶者からの暴力」のほか、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」も対象とします。

配偶者暴力被害等の現状

横浜市の女性相談

(女性福祉相談及び男女共同参画センターでの相談)
件数・内訳

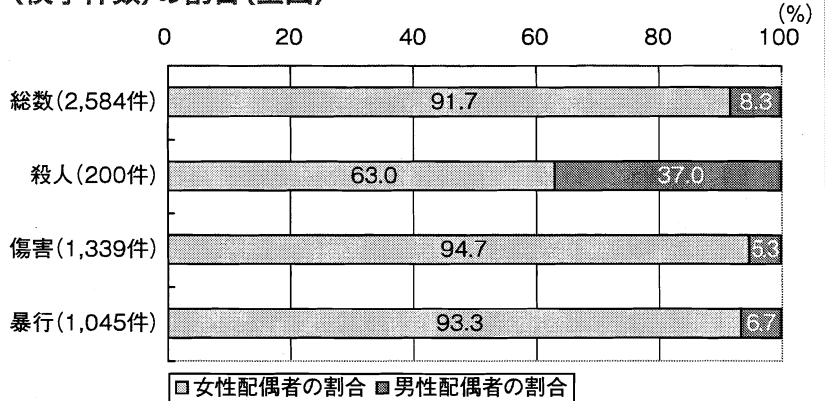


(出典) 横浜市市民局及び子ども青少年局調べ 平成21年度

女性相談のうち、暴力関係の相談が約4割を占めています

被害を受けた人の9割以上が女性であり、女性の被害が深刻な状況です

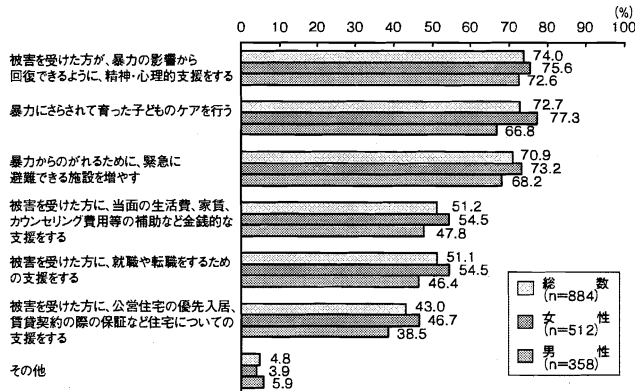
配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数)の割合(全国)



(出典) 内閣府「男女共同参画白書」平成21年度(警察庁資料より作成)

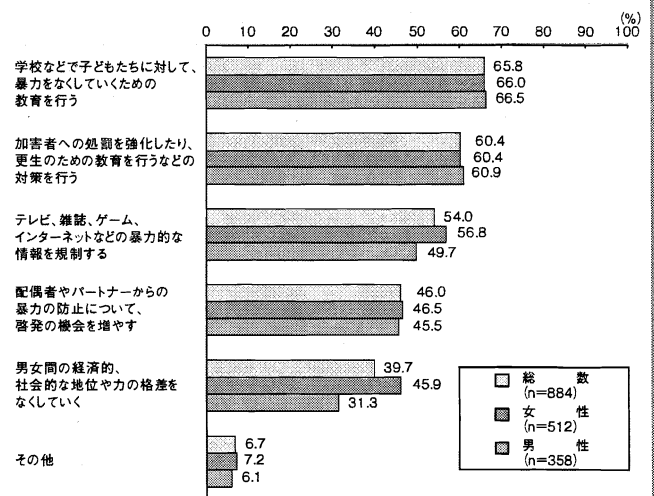
7割以上の方が暴力の被害者やその子どもへの精神的・心理的ケアが必要と答えています

被害者への支援(複数回答)(横浜市)



(出典) 横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

DVをなくすために必要なこと(複数回答)(横浜市)



(出典) 横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

6割以上の方が暴力をなくしていくための教育が必要と考えています

基本方針と施策の方向

基本方針I

配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)機能設置によるDV被害者支援体制を強化します。

施策の方向

- ◆身近なDV被害者支援の窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。
- ◆神奈川県との連携を強化します。

基本方針II

相談機能を強化します。

施策の方向

- ◆相談窓口の周知を図ります。
- ◆相談体制を充実します。
- ◆各相談等窓口の相互連携を強化します。

主な取組

- ①啓発ポスター・シールなどでの周知
- ②相談体制の強化、相談員の専門性の向上
- ③男女共同参画センターでの相談時間の延長
- ④外国籍女性への支援の充実

基本方針III

DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します。

施策の方向

- ◆一時保護支援の組織体制を充実し、DV被害者の安全を確保します。
- ◆一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。
- ◆一時保護施設等への支援を図ります。

主な取組

- ①心理的ケアの充実
- ②同伴する子どもへの学習支援の検討
- ③一時保護中からの自立支援
- ④民間シェルターへの支援

基本方針IV

DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。

施策の方向

- ◆一貫した自立支援体制を確立し、切れ目のない支援を行います。
- ◆生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。
- ◆関連制度の活用と、情報提供を充実します。

主な取組

- ①被害者への切れ目のない自立支援
- ②男女共同参画センターでの自立支援
- ③母子家庭等への就労・自立支援事業の充実

基本方針V

暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を行います。

施策の方向

- ◆DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。
- ◆暴力の根絶についての啓発を強化します。

主な取組

- ①中高生等へのデートDV防止教育
- ②メディアと協働したDV防止キャンペーン

基本方針VI

関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。

施策の方向

- ◆関係機関との連携を強化します。
- ◆職務関係者等への研修を充実し、DV被害者に配慮した支援を行います。

主な取組

- ①区ごとの関係機関連絡会における事例検討
- ②教育関係者等への啓発の実施

計画の推進体制について ~どのように行動計画を進めていくのか

☆できる限り目標値を設定し、進ちよく状況をわかりやすく伝えます

「活動指標(アウトプット指標) = “何”を“どれくらい”やるか」の設定

主な事業について、活動指標を設定し、毎年度の進ちよく状況を把握します。

「成果指標(アウトカム指標) = 取組の結果、“何”が“どのように”なっているか」の設定

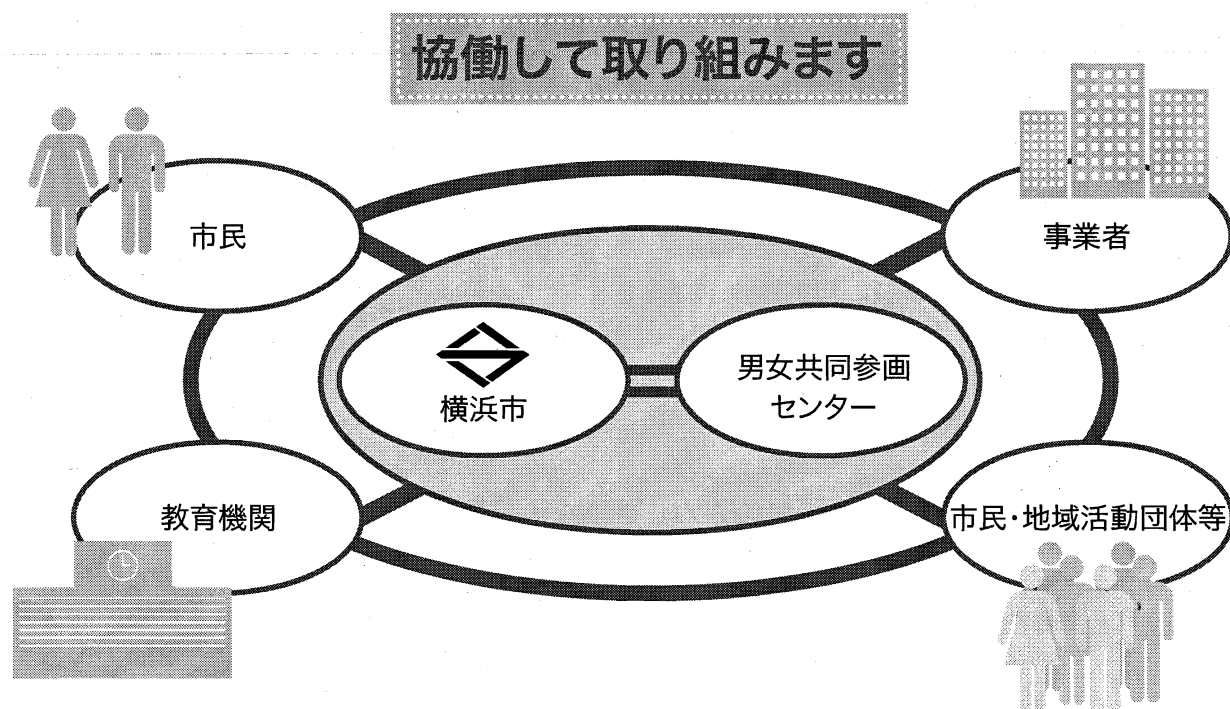
6つの取組目標について、成果指標を設定し、平成26年度末の達成状況を把握します。

審議会による達成状況の評価と市民のみなさまへの公表

「横浜市男女共同参画審議会」に主な事業の進ちよく状況と成果指標の達成状況を報告し、評価していただきます。また、これに基づき、計画がどの程度進んでいるかを市民のみなさまに分かりやすい形で公表し、その後の取組の方向性に生かしていきます。

☆様々な主体と連携・協働して取り組みます

横浜市と、横浜市内に3館ある男女共同参画推進のための拠点施設「男女共同参画センター」を核として、市民のみなさま一人ひとり、事業者、教育機関、市民・地域活動団体など多様な主体が連携・協働して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図っていきます。



「第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】」について 市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間 平成22年8月2日(月)から9月20日(月)まで(当日消印有効)

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかの方法でお寄せください。

*宛先:横浜市 市民局 男女共同参画推進課

① 郵送		下記のハガキ(ハサミで切り取り。切手不要)
② FAX		045-663-3431
③ 電子メール		sh-danjoiken@city.yokohama.jp

* 素案の詳細は、
ホームページをご覧ください。

横浜市男女共同参画推進課

検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/danjo/>

◎提出にあたっては、次のことをご記入ください。

①性別、②年代、③職業、④ご意見

◎ご留意いただきたいこと

- ・いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はしかねますので、ご了承ください。
- ・電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- ・いただいた情報は、この意見募集以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

★「第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】」について の出前意見交換会を実施します。

本市職員が直接出向き、説明、ご意見をうかがいます。

希望される方は、下記までご連絡ください。

<実施要件>

- ・実施期間: 8月20日から9月15日まで
- ・実施場所: 原則、申込者・団体が指定した場所 (事前に下記までご連絡ください。日時・場所等について調整させていただきます。)
- ・その他: 参加者は概ね5~30人程度を想定しています。応募多数の場合は調整させていただくことがあります。

お問い合わせ・連絡先

横浜市市民局男女共同参画推進課

電話 045-671-2017

FAX 045-663-3431

電子メール sh-danjoiken@city.yokohama.jp

1 【素案】などへのご意見について

該当する項目に✓を入れて、ご意見を記入してください
(複数選択可)。

取組目標について

I II III IV V VI

重点項目について

1 2 3 4

DV施策に関する基本方針及び行動計画について

「男女共同参画」全般について

2 あなたが、家庭、職場、学校、地域などで行っている、または、行うことができそうな男女共同参画の実践例を記入してください。

ご協力ありがとうございました。

男女共同参画シンポジウムを開催します

～女性も男性もいきいきと暮らせる社会について考えてみませんか～

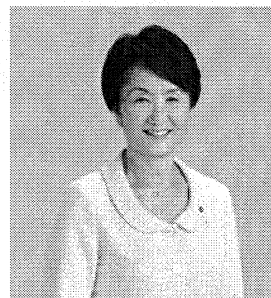
座談会

ひぐち けいこ
樋口 恵子さん
(NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長)

はやし ふみこ
林 文子横浜市長



樋口 恵子さん



林 文子 横浜市長

- 日時 平成22年8月28日(土) 午後2時～4時(午後1時30分開場)
- 会場 男女共同参画センター横浜(フォーラム)(定員300人)※市営地下鉄・JR戸塚駅 徒歩5分
- 参加費 無料
- 申込み 「往復ハガキ」か「FAX」、「電子メール」に氏名・住所・電話番号・FAX番号・参加人数・保育(1歳6か月以上未就学児、有料)の子の年齢・手話通訳希望を記入し、8月19日(木)必着で下記へ送付(応募者多数の場合は抽選：8月20日以降に参加の可否をお知らせします。)
- 郵送先:〒231-0017 中区港町1-1 横浜市 市民局 男女共同参画推進課
- FAX:045-663-3431
- E-mail:sh-danjoshinpo@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 1 7



料金受取人払郵便

横浜港支店
承認

5263

差出有効期間
平成22年9月20日
まで

(切手不要)

横浜市中区港町1-1
横浜市市民局
男女共同参画推進課 行



きりとり線

さしつかえない範囲で、該当するところに○を付けてください。

性別	男性	女性
年代	10歳代以下 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上	
職業	自営業 会社員・公務員 派遣・契約社員 アルバイト・パート 公益法人・NPO・NGO 家事専業 学生 無職 その他	

「素案」に対するご意見は、こちらのハガキを切り取ってお寄せください。

横浜市市民局男女共同参画推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2017

FAX 045-663-3431

電子メール sh-danjoiken@city.yokohama.jp

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画素案（案）

～ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく横浜市の基本計画 ～

平成22年7月

横浜市

<目次>

第1章 基本的な考え方	1 ページ
第2章 配偶者暴力被害等の現状	3 ページ
第3章 DV施策に関する基本方針	20 ページ
第4章 基本方針に基づく行動計画	24 ページ
方針Ⅰ 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能設置による DV被害者支援体制を強化します。	24 ページ
方針Ⅱ 相談機能を強化します。	27 ページ
方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します。	32 ページ
方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。	36 ページ
方針Ⅴ 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を行います。	44 ページ
方針Ⅵ 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。	48 ページ

第1章 基本的な考え方

1 策定の経緯

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁になり、男女共同参画社会実現のための克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、男性を優位とみる社会通念や、雇用慣行からくる経済力の格差など、個人の問題として片付けることのできない構造的な問題が存在します。したがって、この問題を解決するためには、DV被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体でDVの根絶に向けて取り組むことが重要です。

こうしたことから、国では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。平成20年1月に施行された改正DV防止法により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DVに関する市町村基本計画」という。）の策定」と、「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）の機能を果たすこと」が、市町村の努力義務となりました。また、同時に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「国の基本的方針」という。）」において、DVに関する市町村基本計画の策定にあたっては、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、幅広い関係機関が様々な形で効果的に連携していくこと、被害者やその家族の生命身体の安全の確保を常に考慮すること、が必要であるとされています。

そのため横浜市では、市民に最も身近な行政機関として、DV被害者の視点に立ったきめ細やかで切れ目のない支援のための「DV施策に関する基本方針及び行動計画」を策定します。また、区福祉保健センター、男女共同参画センター及び局に設置する統括・調整的役割を果たす組織の3つを、役割の異なるDV相談支援センター機能として位置づけ、すべての機能をまとめて1つのDV相談支援センターと位置づけます。

なお、本基本方針及び行動計画策定の議論において、DV防止法の対象外の被害者、例えば交際相手からの暴力被害者や、それ以外の親・きょうだいからの暴力にも着目して、そうした被害者に対しても、対応していく必要があるとの意見がありました。

2 定義

本基本方針及び行動計画では、DV防止法の対象である「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」に、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」を含むものとします。

なお、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、一時保護などを除き本基本方針及び行動計画に即して対応します。

3 基本方針及び行動計画の位置づけ

(1) 本基本方針及び行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例第7条第7号に規定する基本的施策及び第8条第1項に規定する行動計画の一部として位置づけます。

(2) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

4 計画期間と進ちょく管理

計画期間及び進ちょく管理は、「横浜市男女共同参画行動計画」と連動します。

なお、基本方針及び行動計画の取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本方針の改定などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

5 他の計画との関連

神奈川県では、平成18年に「かながわDV被害者支援プラン」を策定し、DV防止法改正に併せて、平成21年に改定を行っています。

本基本方針及び行動計画は、神奈川県のプランの内容を踏まえたうえで、策定します。

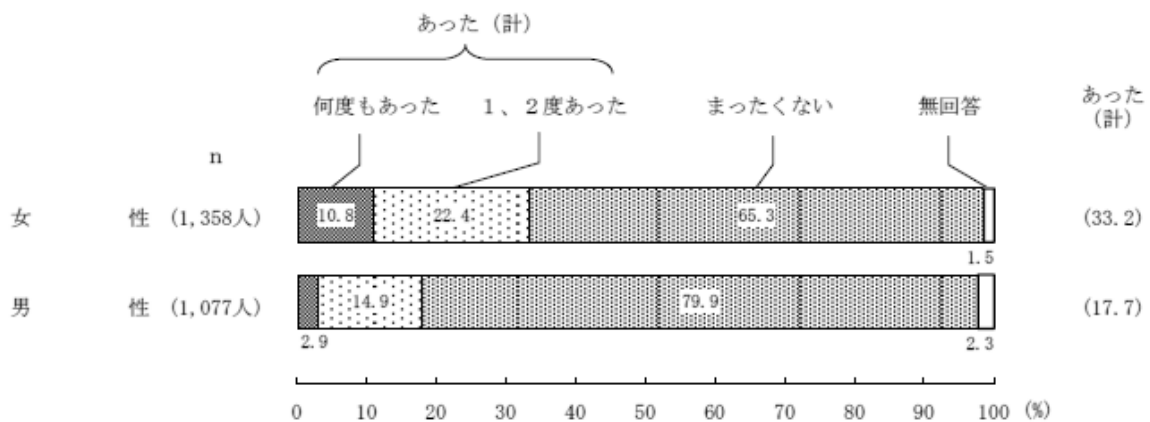
第2章 配偶者暴力被害等の現状

1 暴力の被害経験

(1) 配偶者からの暴力の被害経験（全国）

平成20年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から“身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）”、“心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）”、“性的強要（性的な行為を強要された）”のいずれかの行為を1つでも受けたことが「何度もあった」人は、女性10.8%、男性2.9%となっています。〔図表1〕

図表1 配偶者から被害経験—「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」（内閣府）



〔内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成21年3月〕

(2) 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験と見聞きした経験（横浜市）

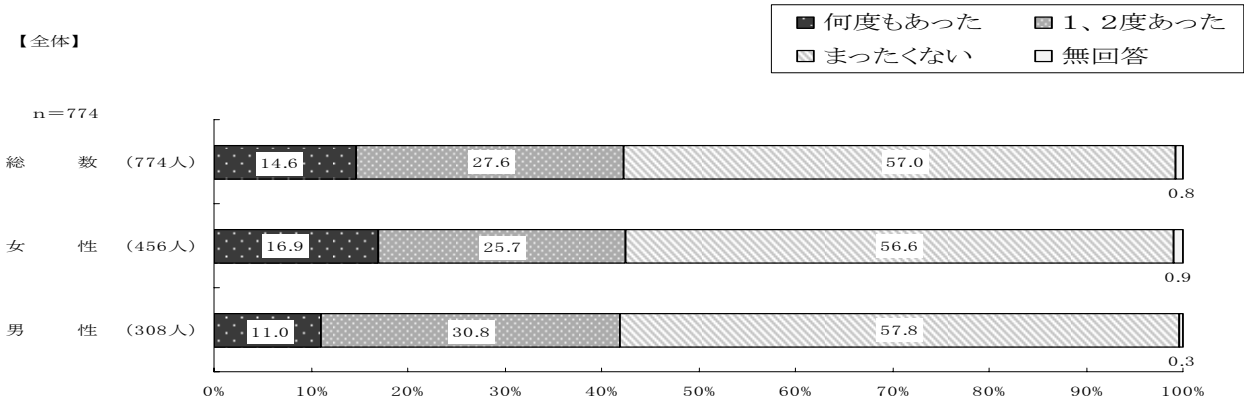
平成20年度に横浜市が実施したアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為^(※1)を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人は、男女ともに約40%となっています。しかし、「何度もあった」では、女性16.9%、男性11.0%となっています。

なお、横浜市調査では、暴力にあたる行為の深刻さや、内閣府調査のような危険性が高く、恐怖を覚えるような行為に限定して聞いていないため、結果の見方には留意する必要があります。〔図表2〕

また、配偶者やパートナーからの暴力について「身近に被害を受けた人がいる」と「身近な人から相談されたことがある」と答えた人の合計は19.2%と、2割近くとなっています。性別で見ると、女性23.8%、男性12.6%で女性の方が身近に見聞きしている経験が多くなっています。

DVの被害者は、繰り返し暴力を受けること、あるいは1回の暴力であっても加害者に対して恐怖を覚えることが多くあります。特に、加害者が男性で女性が被害者の場合、男性全体への恐怖感を持つことから、男性へは相談せず、女性に相談することがあります。そのため、女性の方が相談や見聞きの経験が多くなる傾向があると考えられます。〔図表3〕

図表2 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為^{※1}を受けた経験（横浜市）

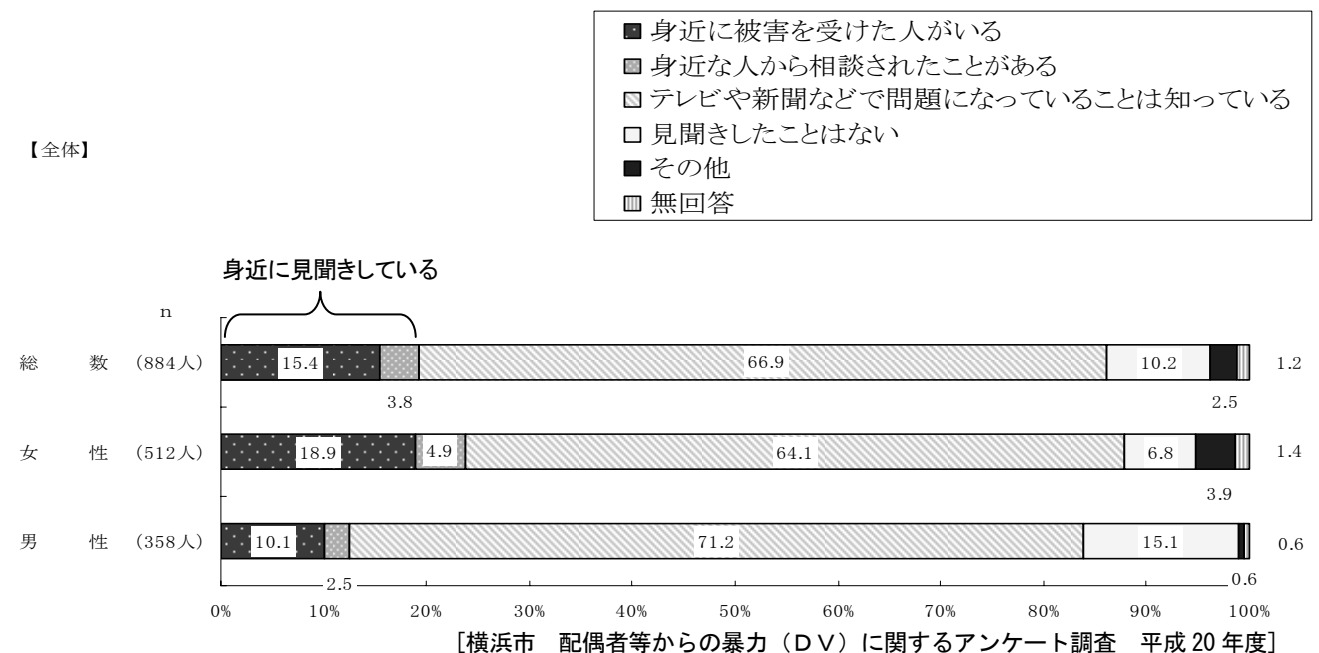


※1 暴力にあたる行為

身体的暴力にあたる行為	性的暴力にあたる行為
A 平手で打つ	O いやがっているのに性的な行為を強要する
B 足でける	P 見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる
C こぶしで殴る	Q 避妊に協力しない
D からだを傷つける可能性のある物で打つ	R 妊娠中絶を強要する
精神的暴力にあたる行為	M 「だれの稼ぎで生活できているんだ」などと言う
E 殴るふりをして、おどす	N 必要な生活費を渡さない
F 刃物などを突きつけて、おどす	S 外国籍の配偶者やパートナーのパスポートを
G 暴れて、家具や建具などを壊す	取り上げたり、日本に滞在する手続きに協力しない
H 壁などに物を投げつける	
I 思い出の品や、大切にしているものを壊す	
J 何を言っても長期間無視し続ける	
K 交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する	
L 大声でどなる・ののしる	

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度]

図表3 配偶者やパートナーから暴力を身近に見聞きした経験（横浜市）



(3) 配偶者やパートナーから受けた暴力の状況（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が夫やパートナーから暴力被害を受けた市内在住の女性 25 人に対して実施した面接調査によると、身体的暴力、精神／経済的暴力、性的暴力など、さまざまな形態の暴力を総合的に受けていました。[図表 4]

特に、精神的暴力によって、恐怖心を植えつけられ、自尊心を否定され、心理的自由や身体的自由も奪われ、生きる気力がそがれるほど、深刻な影響を受けています。

図表 4 夫・パートナーからの暴力の類型別被害経験（横浜市）

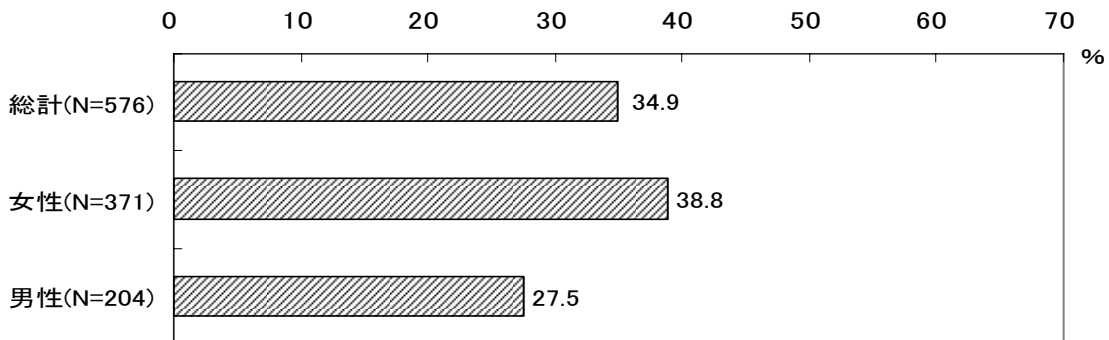
経験がある暴力の類型	身体的暴力、精神／経済的暴力、性的暴力	身体的暴力、精神／経済的暴力	精神／経済的暴力、性的暴力	計
人数	16	5	4	25 人

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成 20 年度]

(4) 交際相手からの暴力（デートDV）の経験（横浜市）

最近、若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。平成 19 年度に横浜市が市内の高等学校及び大学・専門学校等の学生を対象に行った「デートDVについての意識・実態調査」によると、交際経験のある人のうち、デートDVのいずれかの行為^{※2}を1つでも「されたかもしれない」と答えた人は、女性 38.8%、男性 27.5%となっています。[図表 5]

図表 5 交際経験がある人のデートDV被害経験（横浜市）



※2 デートDVのいずれかの行為(5つ)

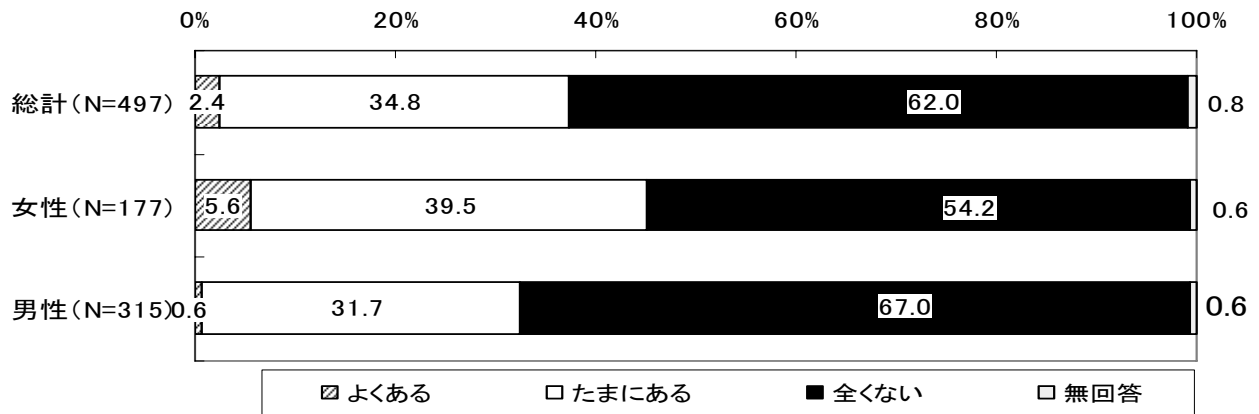
「たたく、ける、物を投げつける」、「バカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、
 「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、
 「デートの費用やお金を無理やり出させる」

[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成 19 年度]

また、平成 19 年度に横浜市が市内の県立・市立・私立高校の教職員に対して行ったデートDVの調査において、“職場で、生徒のデートDVを見聞きしたことがあるか”とたずねたところ、「よくある」2.4%、「たまにある」34.8%、「全くない」62.0%となっています。[図表 6]

教職員は、デートDVの防止や起こった際の対応には、重要な役割を担うと考えられます。学校全体として取組み、教職員向けの正しい理解と発生した際の具体的な対応方法などの研修も必要です。

図表6 生徒のデートDVを見聞きした経験（横浜市）



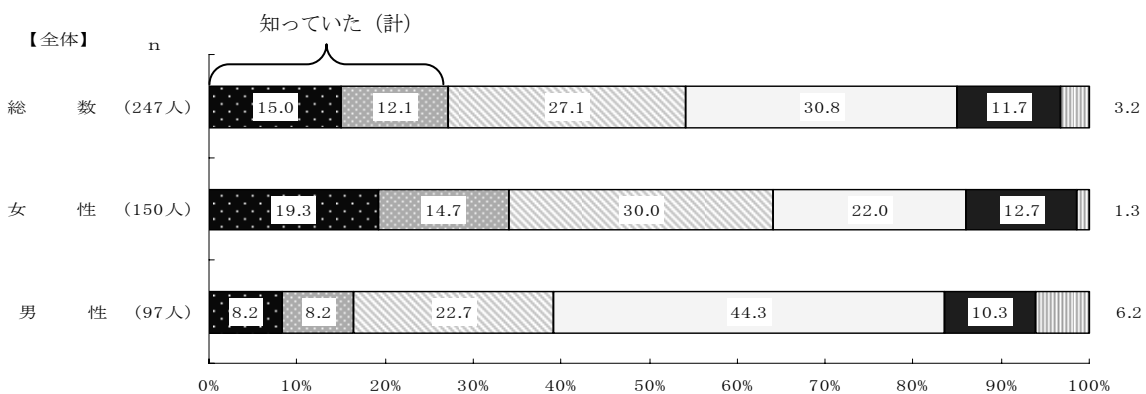
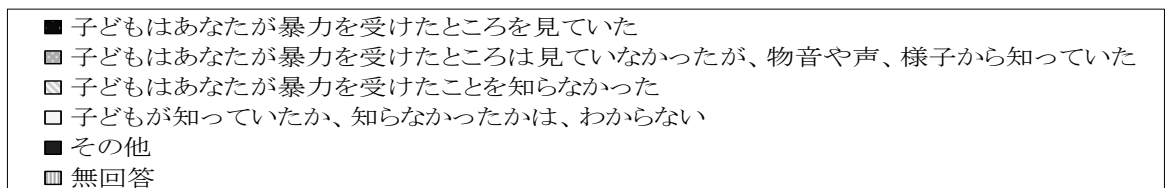
[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

(5) 子どもの目の前での暴力

児童虐待防止法では、子どもの目の前での配偶者に対する暴力（DV）は、子どもへの心理的虐待にあるとされています。

平成20年度に横浜市が実施したアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けていることを「子どもは知っていた」と答えた人は、27.1%となっています。[図表7]

図表7 子どもによる目撃（横浜市）



[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度]

平成20年度に横浜市が夫やパートナーから暴力被害を受けた市内在住の女性25人に対して実施した面接調査では、子どもがいる被害者23人のうち、19人が、夫は子どもの目の前で暴力を振るったと答えています。また、21人が、子どもは父親の暴力について知っている（いた）と答えています。[図表8]

また、子どもの心身の健康状態や行動について気になることを、夫の暴力と関連付けて語った被害者も17人いました。子どもが暴力を見聞きすることが、子どもに恐怖心を与え、頭痛や吐き気などの身体症状の原因にもなるなど、子どもの心身の健康、ならびに不登校や暴力行為など行動面にも深刻な影響を与えていました。

さらに、夫による母子関係の妨害として、子どもの前で母親を侮辱する、母親と子どもを切り離すなどの行為も上げられ、こうしたことが母親に養育上の困難をもたらしていることもわかりました。あるいは、夫からの暴力の影響を受け、ストレスや心の余裕のなさから子どもに虐待的な態度をとったことを後悔している被害者もいました。

本来、安全・安心な環境であるべき家庭で、このようなDVの恐怖と不安にさらされて育つ子どもたちへの影響が懸念されます。

図表8 子どもの目の前での暴力（横浜市）

【子どもの目の前での暴力】

子どもの目の前での暴力	ある (あった)	ない (なかった)	不明	合計
人数	19	3	1	23人

【子どもは暴力について知っているか】

子どもは暴力について知っているか	知っている (知っていた)	知らない (知らなかった)	不明	合計
人数	21	1	1	23人

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

被害者の声 [横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）より]

子どもがいるから「隣の部屋に行こう」って連れていかれてたんですけど、でも、殴られたら私が声を上げちゃって、それで子どもがそれを聞いて「お母さん死んじゃうからやめて」って言って部屋に入ってきて。子どもが現場に来て見たということが、つらかったですね。アザができたり、顔が腫れたりっていうのもみじめですけど、子どもが「お母さん死んじゃう」って。それがなにかとてもつらかったですね。痛さが、というよりも、気持ちがつらかったですね…。

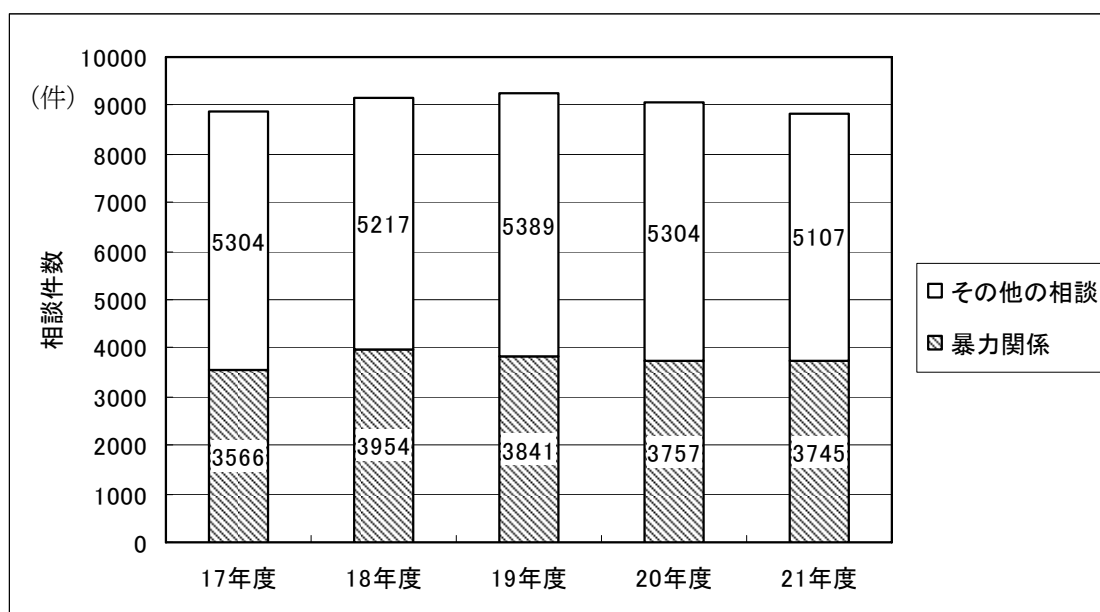
2 相談の状況

(1) 横浜市の相談件数（横浜市）

横浜市の女性福祉相談では、夫等からの暴力、加害者からの避難、その他行き場のない女性や母子の相談に対応しています。男女共同参画センター3館の相談では、性別による困難に直面したときの問題解決と一緒に考える支援として、生き方や健康、DVなどについての相談を受けています。

両者を合わせた本市の相談件数は、毎年 9000 件前後で推移しており、そのうち暴力に関わる相談は約 4 割を占めています。[図表 9]

図表 9 横浜市の女性相談件数（女性福祉相談及び男女共同参画センターの相談件数）（横浜市）



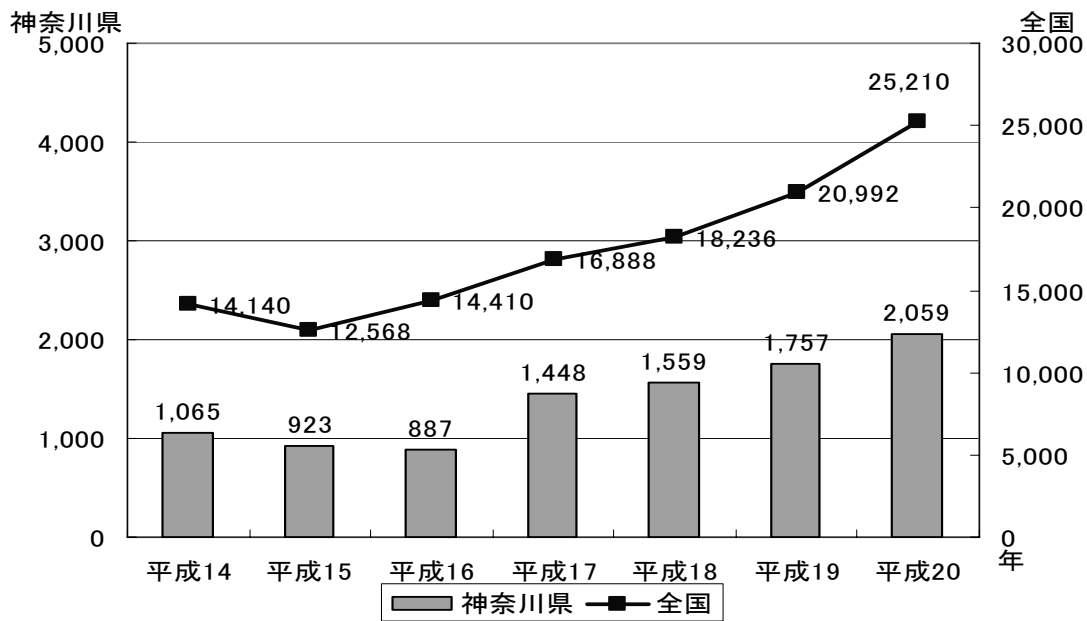
[横浜市子ども青少年局、男女共同参画センター 調べ]

(2) 警察への相談等（神奈川県）

警察では、配偶者からの暴力事案に対し、相談を受け、暴力の制止や被害者の保護のために、必要な措置・援助をしています。

警察への相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した配偶者からの暴力事案件数は、年々増加傾向にあり、神奈川県警が平成 20 年度に認知した件数は、2,059 件です。[図表 10]

図表 10 警察の認知件数（神奈川県・全国）



[神奈川県警・警察庁調べ]

(3) 医療機関への受診（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が夫やパートナーから暴力被害を受けた市内在住の女性 25 人に対して実施した面接調査で、特につらい暴力の経験を聞いた後に、「そのことで、医療機関にかかったことがあるか」をたずねたところ、14 人が医療機関に受診していました。受診した医療機関はさまざまです。[図表 11]

医療機関の対応のなかで、DVが原因と指摘される、避難や警察への連絡を勧められる、専門病院を紹介してもらうなど、適切な対応を得られたと答えた人もいました。

図表 11 特につらい暴力との関連で受診した診療科とケガ・病名・症状（横浜市）

(延べ人数)

整形外科 5人	内科 5人
・後頭部、わき腹、背中、腕、ももにアザ ・肋骨の複雑骨折 ・顔の擦過傷 ・腰痛（突き飛ばされた結果） ・骨の異常	・神経性大腸炎 ・口腔内の傷 ・胃の不調 ・脳梗塞 ・心臓の異常
心療内科 3人	眼科 2人
・適応障害（内科、脳神経科を経て） ・うつ病、パニック障害（内科を経て）	・目の出血 （目のそばを殴られて）
救急外来 2人	耳鼻科 2人
・過換気症候群 （症状、病名、受傷状況は不明。夜間救急）	・めまい ・難聴、体調不調
脳神経外科 1人	整骨院 1人
精神科 1人	不明
・偏頭痛	・顔のケガ（殴られて顔面が腫れた）

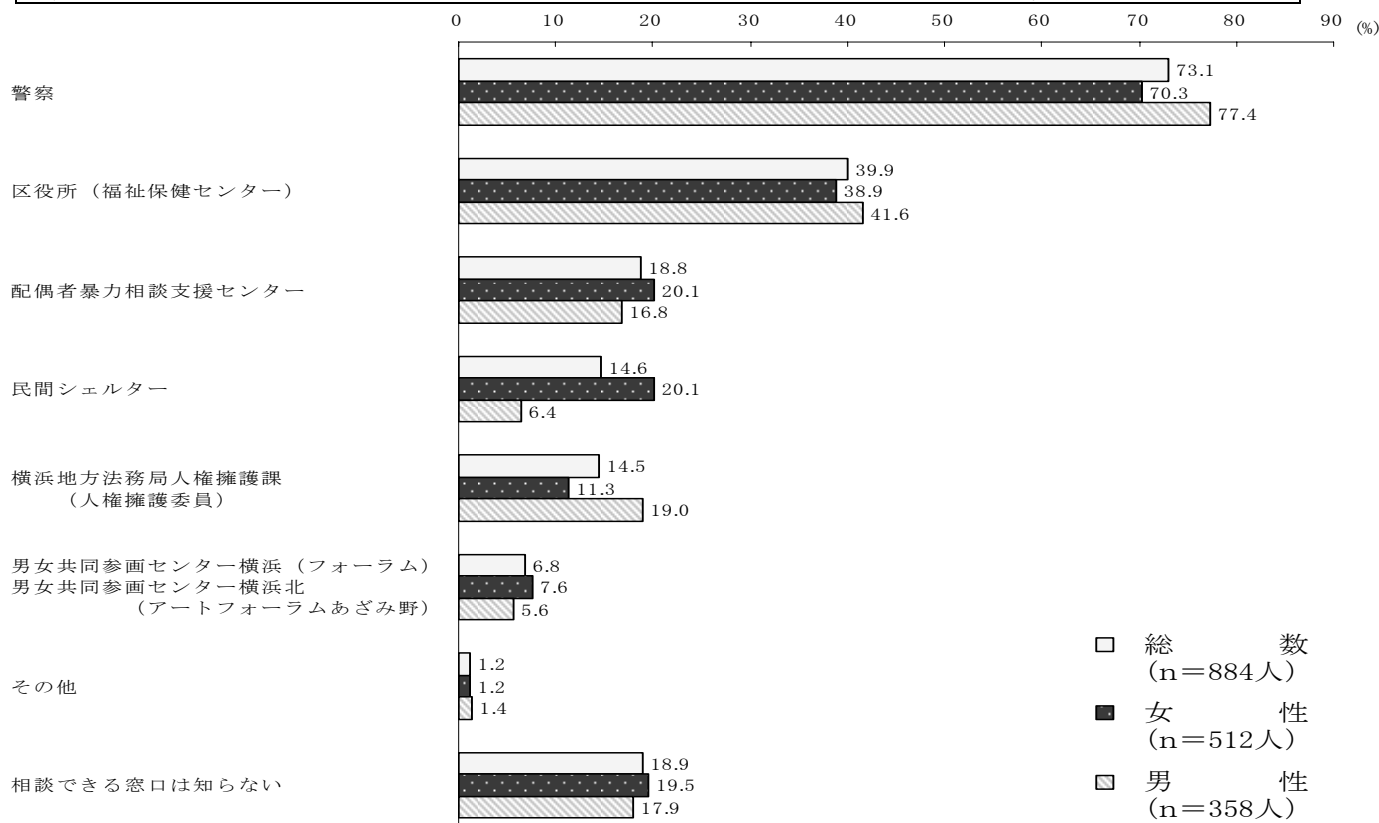
[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成 20 年度]

(4) 相談窓口の認知度（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が実施したアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力について相談できる窓口として「知っている」と答えた人が最も多いのは、『警察』です。次いで『区役所（福祉保健センター）』となっています。

一方、「相談できる窓口を知らない」と答えた人は 2 割弱となっています。[図表 12]

図表 12 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度（複数回答）（横浜市）

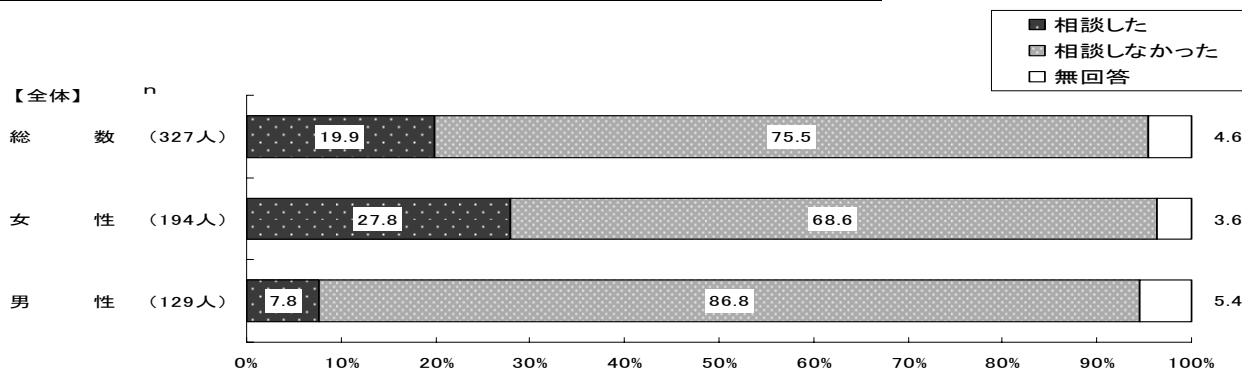


[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成 20 年度]

(5) 相談の有無と相談先（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が実施したアンケート調査によると、配偶者やパートナーから、暴力にあたる行為を受けたことがある人が、受けたことについて 75.5%の人が「相談しなかった」と答えています。[図表 13]

図表 13 暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無（横浜市）

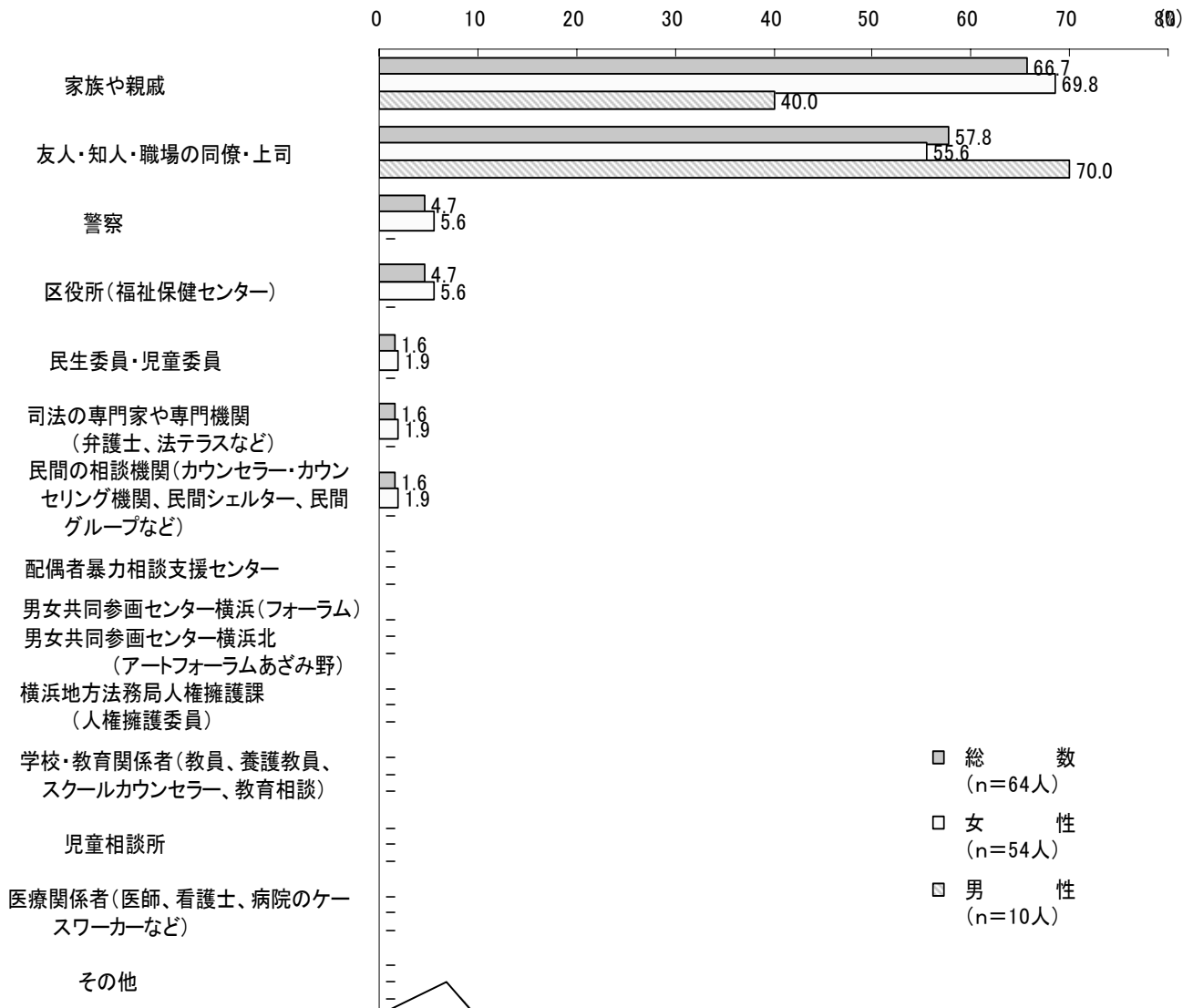


[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成 20 年度]

さらに、「相談した」と答えた人の64人（女性54人、男性10人）の相談先は、“家族や親戚”と答えた人が66.7%と最も多く、次いで“友人・知人・職場の同僚・上司”で57.8%となっています。

公的機関への相談は、警察・区役所（福祉保健センター）でも、4.7%と少ない状況です。[図表 14]

図表 14 暴力にあたる行為を受けた後に相談した先（複数回答）（横浜市）



《相談しなかった理由は・・・》
 “相談するほどのことではないと思ったから”
 “自分にも悪いところがあると思ったから” が多くなっていました。
 女性に多かった理由は、
 “相談しても無駄だと思ったから”
 “自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思ったから” となっています。

[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

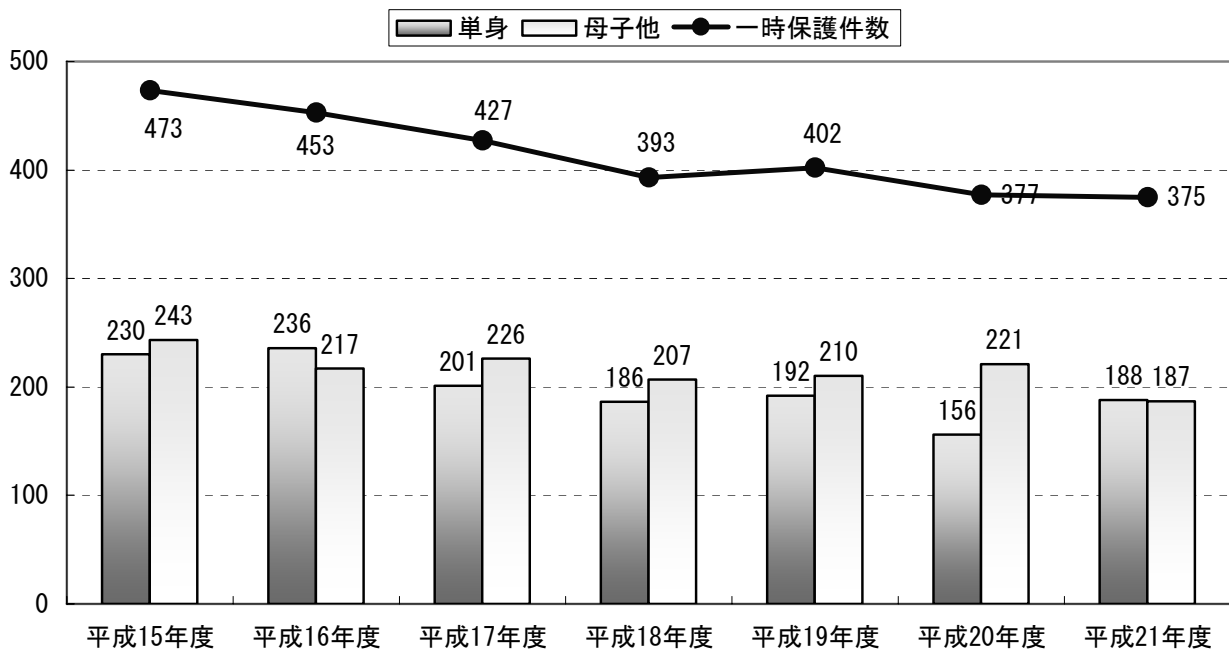
3 一時保護の状況

(1) 一時保護の件数（横浜市）

横浜市の女性福祉相談で対応し、神奈川県等に一時保護を依頼した件数は、年々下降傾向にあります。400件（DV以外を含む。）近くあります。

母子同伴で保護されるケースは、平成21年度375件中187件で、5割近くとなっています。[図表15]

図表15 一時保護件数の推移（横浜市）



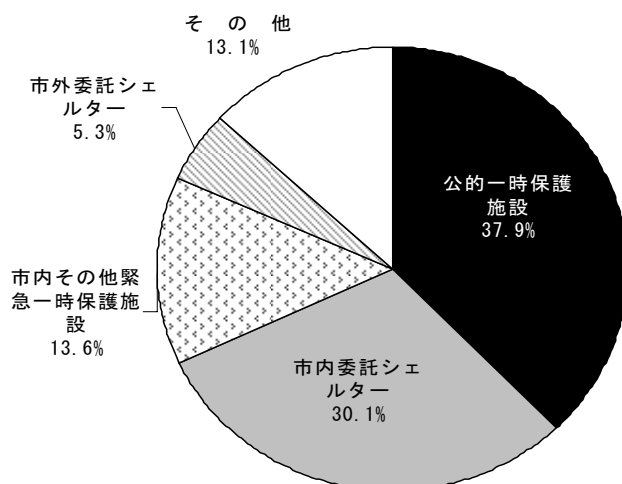
[横浜市 子ども青少年局調べ]

(2) 一時保護の入所先（横浜市）

平成21年度に横浜市の女性福祉相談で対応し、神奈川県等に一時保護を依頼した被害者の一時保護施設入所先は、公的一時保護施設が37.9%で、次いで、市内委託シェルターとなっています。

[図表16]

図表16 平成21年度 一時保護施設入所先（横浜市）



[横浜市 子ども青少年局調べ]

4 自立に向けた支援について

(1) 公的機関等への相談、支援・制度の利用（横浜市）

平成20年度に横浜市が夫やパートナーから暴力被害を受けた市内在住の女性25人に対して実施した面接調査で、支援を求めた公的機関等は多岐にわたり、相談者の多様なニーズや、それぞれの機関の役割によってさまざまでした。

利用した人数は、延べ人数ですが、警察が13人と最も多くなっています。[図表17]

図表17 公的機関等への相談、支援・制度の利用状況（横浜市）

機関名	機能及び支援内容（DVに関連したもの）	人数
警察	暴力の制止、被害者の保護、被害発生の防止、警察本部長等による援助申出への対応、保護命令への対応等	13
配偶者暴力相談支援センター	総合的な相談窓口として、DV防止法の説明、各自治体との連携、一時保護の手続き等	5
市区町村DV相談窓口 （婦人保護相談）	住民からのDVの相談、助言、法制度の説明、ケースワーク等	7
市区町村福祉事務所	福祉や医療に関する総合的な相談及び制度適用（生活保護、ひとり親家庭の手当や制度、障害の認定や医療面での支援等）	4
女性相談所	一時保護した女性に緊急避難場所を提供し、被害者の保護、安全確保を行う	2
母子生活支援施設	母子家庭に対する住居（寮）の提供と保護、自立に向けた生活上の支援	1
医療機関	診察、治療、診断、薬の処方、診断書作成、情報提供等	5
裁判所	夫婦関係調整・離婚などの民事調停や裁判、DV防止法に基づく保護命令の決定等	3
弁護士、司法書士	調停や裁判にかかる書類作成や、代理人としての弁護活動等	5
区市県法律相談	弁護士による無料の法律相談の提供	4
児童相談所	虐待や養育上の困難など、児童にかかる総合的な相談窓口	2
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリング等	1
NPO・民間団体	シェルター運営、DVの啓発や被害者の人権擁護に関する諸活動、相談等	4
女性関連施設相談室	電話・面接相談、グループ型相談、各種講座やセミナーの案内等	11
その他相談機関等		6
	合計	73

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

(2) 住まいに関する支援状況（横浜市）

横浜市では、DV被害者を含む生活困窮者等に対して、住居に関する支援施策を行っています。

[図表18]

図表 18 母子世帯・父子世帯への市営住宅入居支援状況の推移（横浜市）

※母子世帯、父子世帯に対して、当選倍率を一般組の3倍に優遇

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
当選者数	94 件	96 件	83 件
応募者数	3,175 件	3,198 件	3,012 件
当選率	3.0%	3.0%	2.8%

[横浜市男女共同参画年次報告書より作成]

※平成 21 年 10 月から、「DV被害者世帯」に対して、当選倍率を一般組の3倍に優遇

(3) 外国籍の被害者への支援状況（横浜市）

横浜市では、民間支援団体との協働により、DVを含む様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談支援を行っています。

年間 400 件近くの相談を受け付けています。[図表 19]

図表 19 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業の推移（横浜市）

※外国籍女性・母子に対して、相談支援と通訳の派遣を実施

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談件数	386 件	411 件	392 件
通訳派遣件数	76 件	66 件	47 件

[横浜市男女共同参画年次報告書より作成]

(4) 今の生活や自立に向けて困っていること（横浜市・全国）

平成 20 年度に横浜市が夫やパートナーから暴力被害を受けた市内在住の女性 25 人に対して実施した面接調査において、今の生活で困っていることは、同居・別居・離婚など相手との関係によって内容が異なります。

現在、夫と同居中の被害者は、DVが子どもの育ちにどう影響するか、と不安に思っています。また、相手と離れた被害者は、心身の不調があり生活の質が低下していること、住まい探しの難しさ、経済や就労状況の厳しさについて困っています。[図表 20]

平成 19 年の内閣府の調査によると、自立にあたって困ったこととして、「当面の生活するために必要なお金がない」「自分の体調や気持ちが回復していない」などが多くあげられています。[図表 21]

図表 20 「困っていること」「手助けがあればと思うこと」について（横浜市）

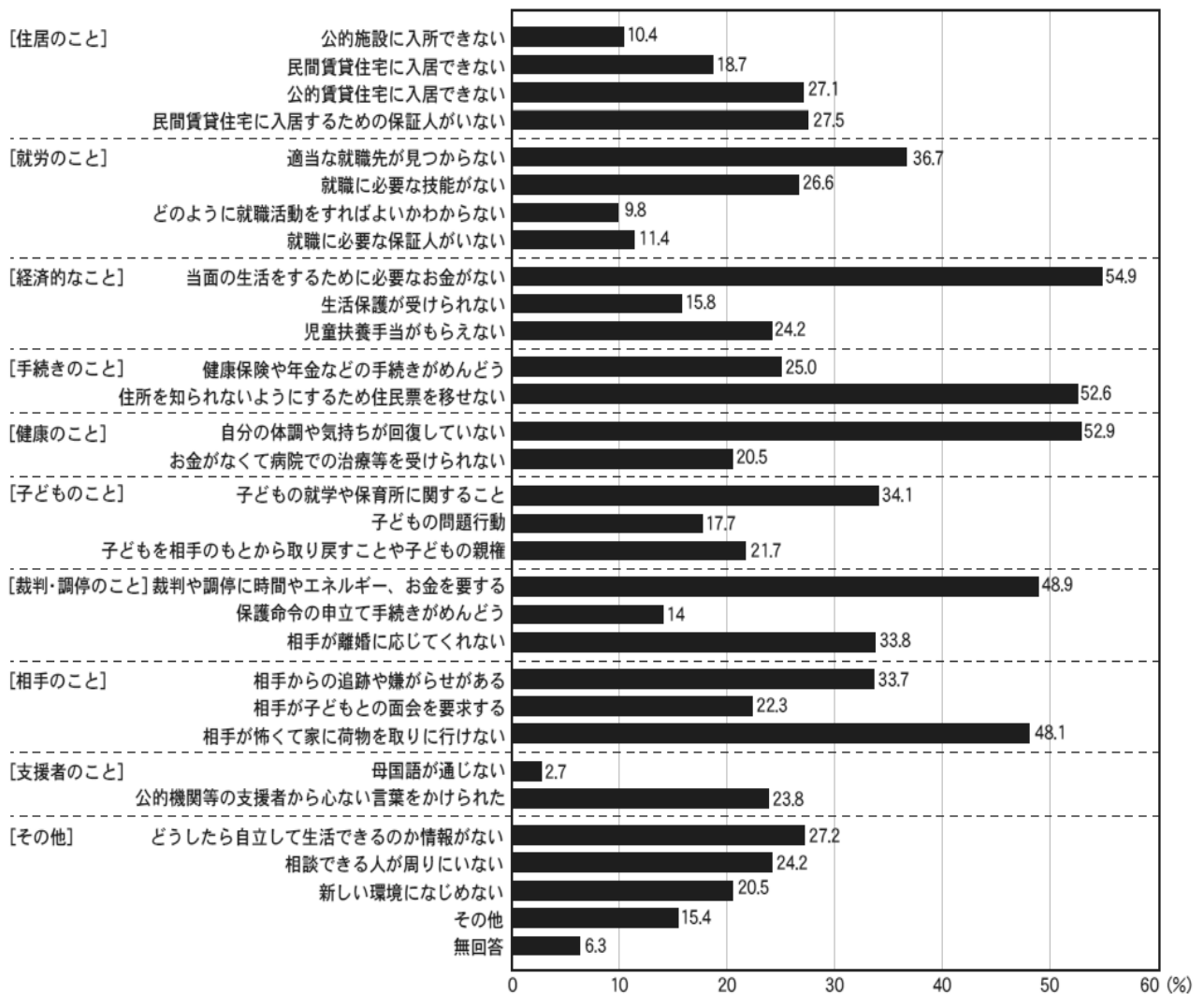
<夫・パートナーとの関係別>

関係	困っている・手助けがあればと答えた項目		
	第 1 位	第 2 位	第 3 位
同居中（9 人）	・子どものこと ・相手との対応		・経済のこと
別居中（8 人）	・体調や心のケア	・経済のこと ・相手との対応	
離別（8 人）	・住宅・住まい	・体調や心のケア	—（同順位多数）

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成 20 年度]

- ◇フラッシュバックがあって、月に2週間くらいずっとくまってしまう。思い出してからだが硬直して、頭痛や吐き気がするんです。（別居2年）
- ◇話せる場所がもっとあればいいと思います。新しい生活を始めても、不安やモヤモヤを抱えている人はいっぱいいると思います。（離婚）
- ◇仕事が不安定なので、離婚して生活費用が来なくなったら、生活していけるだろうかと不安ですね。フルタイムでパートしてもこんな収入ですから…。（別居）
- ◇改心してほしいです。生活スタイルは変えたくない。でも相手は謝ったことは一度もない。お金も一円も返さない。信用できません。（同居）
- ◇毎月10万円の赤字が出ます。これが暴力のきっかけになることが多い。生活費をもらっていない。先月なんか千円です。私のパート代は、食費だけで消えます。（同居）

図表 21 配偶者等と離れて生活を始めるにあたっての困難（全国）



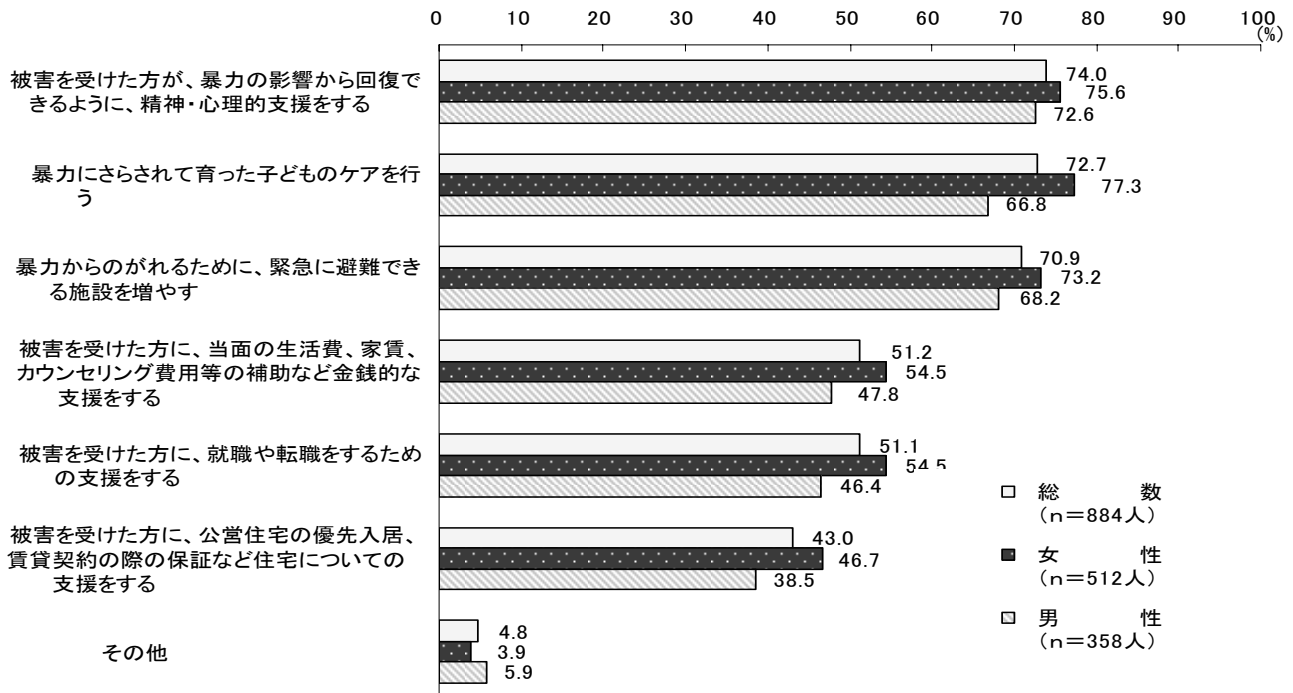
注：調査対象は、配偶者等から暴力を受けた方で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者。ただし、本調査は、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関利用者のうち、自ら調査に協力した人に限定される。調査対象の代表性という点で、偏りがあることに留意

[内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成19年]

(5) 被害者が安心して生活するために必要なこと（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が実施したアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力を受けた人が、安心して生活するために必要な支援について、“被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする”、“暴力にさらされて育った子どもへのケアを行う”、“暴力からのがれるために、緊急に避難できる施設を増やす”と答えた人が、いずれも 7 割台で多くなっています。[図表 22]

図表 22 被害者への支援（複数回答）（横浜市）



[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成 20 年度]

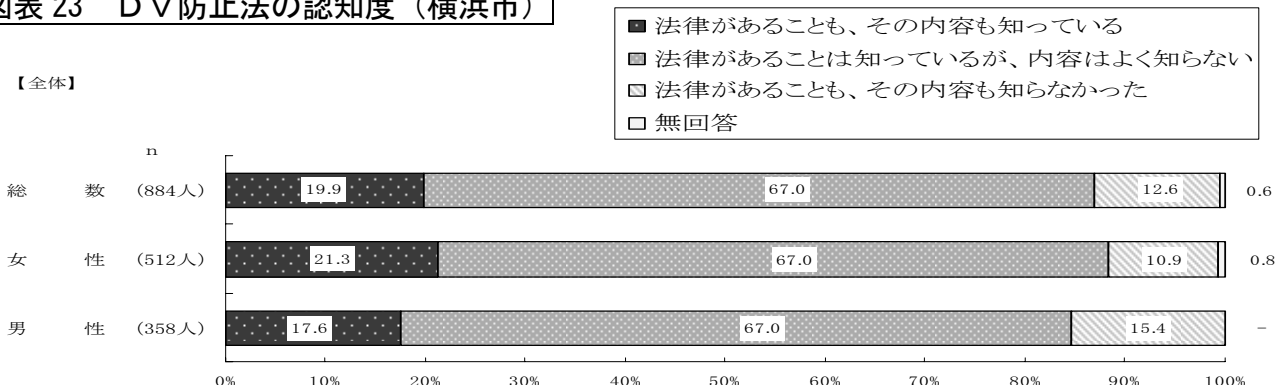
5 配偶者からの暴力をなくすために

(1) DV防止法の認知度（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が実施したアンケート調査によると、DV防止法について、“法律があることも、その内容も知っている”と答えた人は 19.9%で、3人に2人は“法律があることは知っているが、内容はよく知らない”（67.0%）と答えています。

“法律があることも、その内容も知らなかった”人は 12.6%となっています。[図表 23]

図表 23 DV防止法の認知度（横浜市）

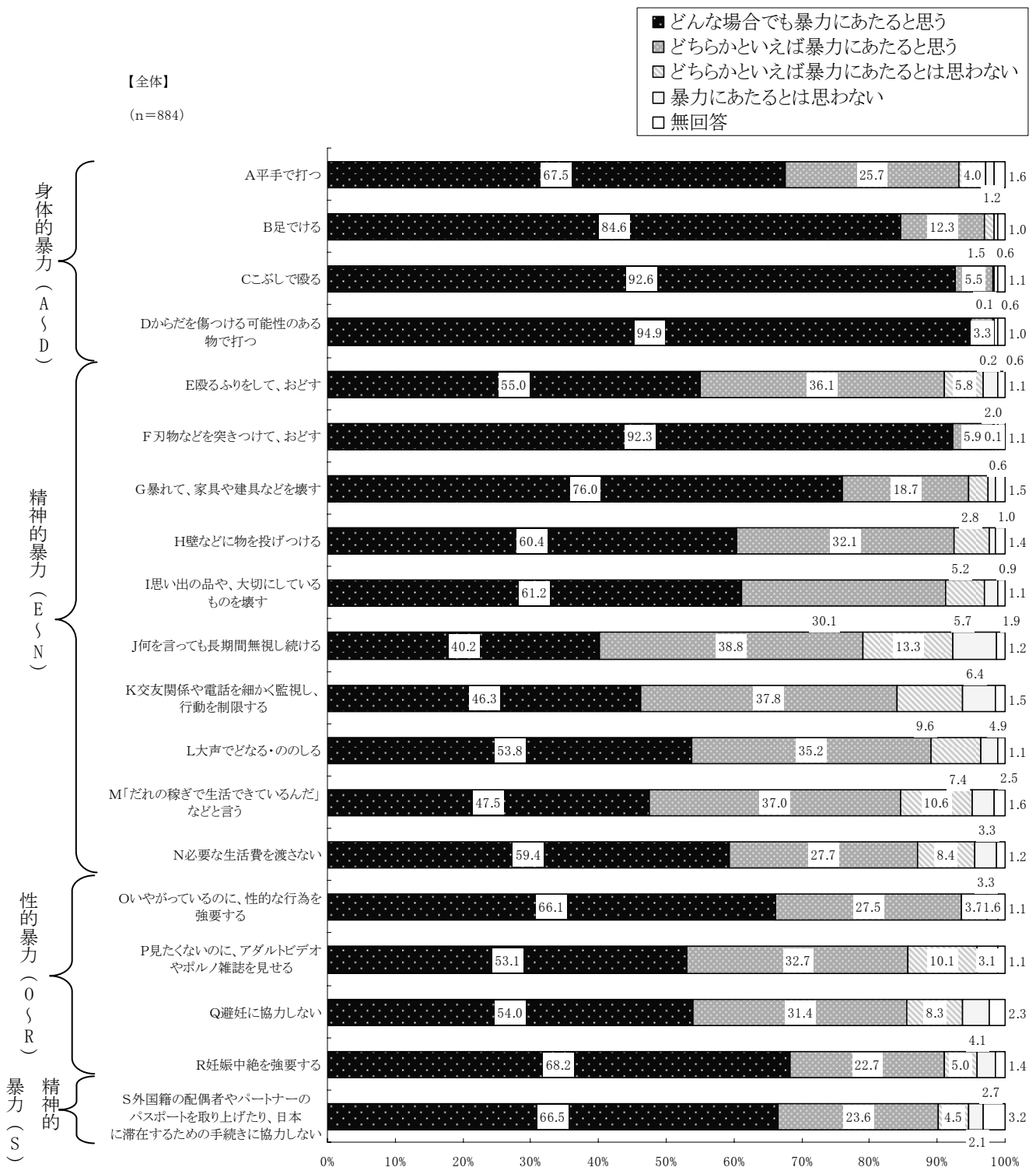


[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成 20 年度]

(2) 暴力に対する市民の認識（横浜市）

平成 20 年度に横浜市が実施したアンケート調査で、19 の行為について、配偶者やパートナーの間で行われた場合に暴力だと思うかについてたずねたところ、身体的に重大なケガを生じさせる可能性がある行為については、暴力と認識する人が9割を超えています。一方、“どんな場合でも暴力にあたると思う”と答えた人が5割未満と暴力と認識する人が少ない行為は、いずれも精神的暴力にあたる行為でした。[図表 24]

図表 24 配偶者やパートナーの間での暴力についての認識 [行為別] (横浜市)



[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

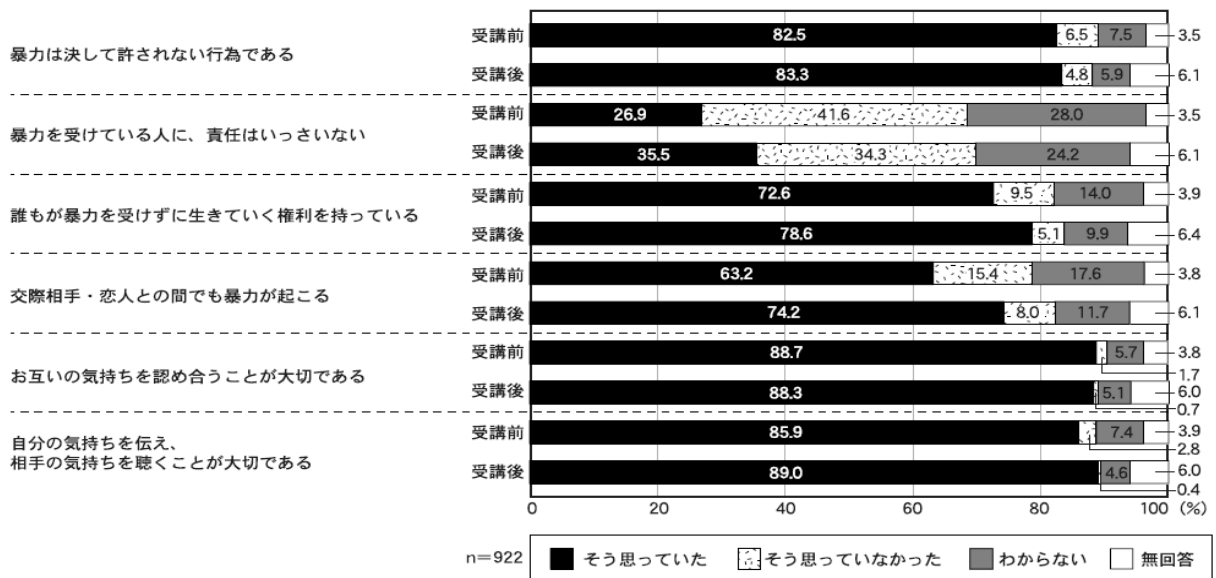
(3) デートDVに関する意識（横浜市）

平成19年度に横浜市が市内の高等学校及び大学・専門学校等の学生を対象に、デートDV防止講座（ワークショップ）を行った後に実施した「デートDVについての意識・実態調査」で、ワークショップを受講前と受講後の意識の変化をみると、「お互いの気持ちを認め合うことが大切である」を除く5項目で「そう思う」割合が高くなっています。[図表25]

また、平成19年度に教職員を対象として行った「デートDVについての意識・実態調査」において、「デートDVが起こる理由として、どんなことが考えられるか」とたずねたところ、“家庭環境（DVや虐待）”82.3%が最も多く、以下、“性・暴力表現を扱ったメディアの情報”57.3%、“固定的な性的役割分担意識（男らしさ女らしさ）”37.0%となっています。[図表26]

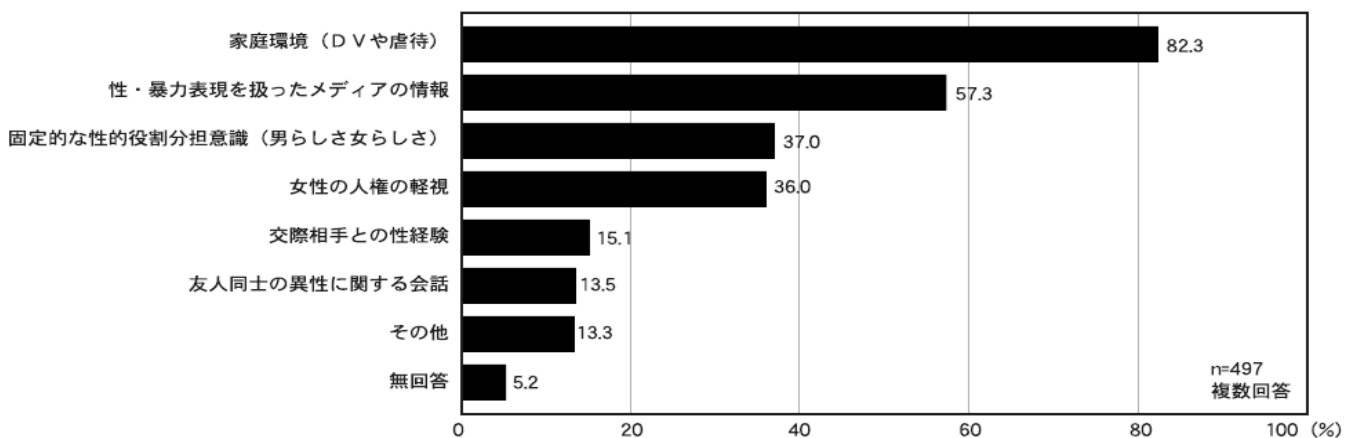
さらに、同調査において、「デートDVの予防啓発を受けるのは、いつ頃がよいか」とたずねたところ、“中学生以下”47.7%が約半数を占めて最も多くなっています。[図表27]

図表25 ワークショップ受講後のデートDV・暴力に対する意識の変化（横浜市）



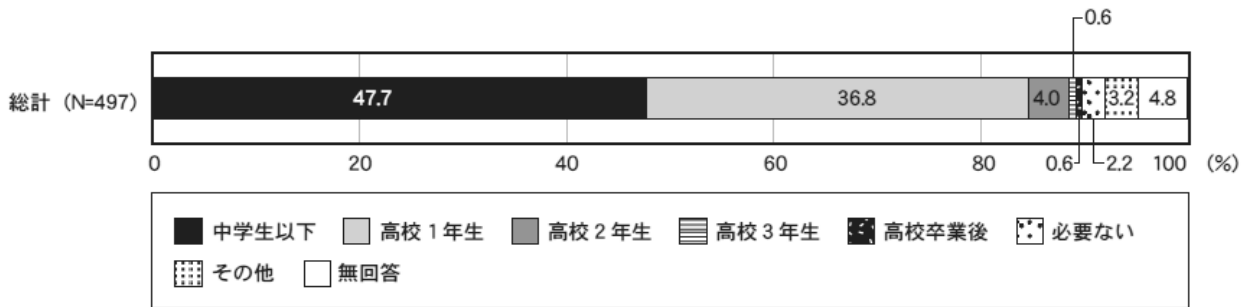
[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

図表26 デートDVが起こる背景（横浜市）



[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

図表 27 デートDVの予防啓発に適した時期（横浜市）



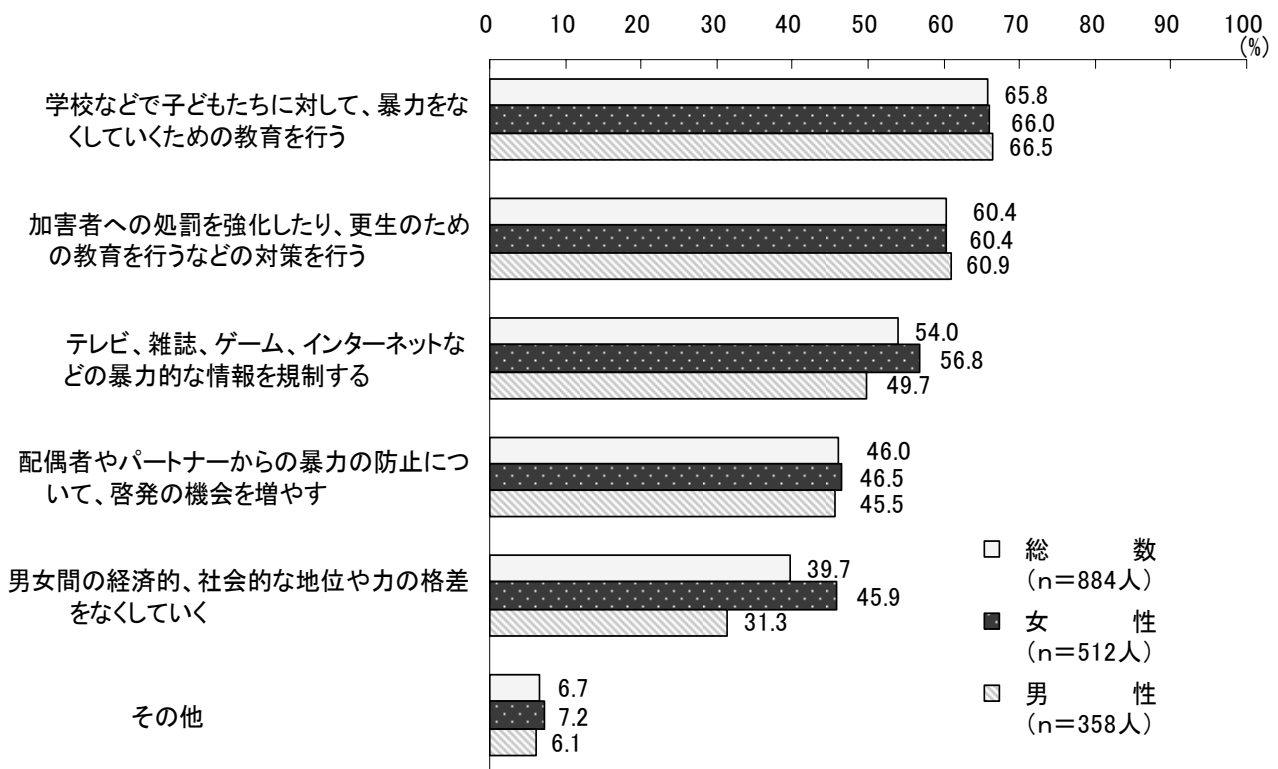
[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

(4) DVをなくすために必要なこと（横浜市）

平成20年度に横浜市が実施したアンケート調査で、「配偶者やパートナーからの暴力をなくしていくために、どのようなことが必要と思うか」をたずねたところ、「学校などで子どもたちに対して、暴力をなくしていくための教育を行う」が最も多く65.8%、次いで“加害者への処罰を強化したり、更生のための教育を行うなどの対策を行う”が60.4%、“テレビ、雑誌、ゲーム、インターネットなどの暴力的な情報を規制する”54.0%の順となっており、以上3項目は5割以上の人が選択しています。

“男女間の経済的、社会的地位や力の格差をなくしていく”ことが必要と答えた人は、女性のほうが14.6ポイント多くなっており、男女で差が見られます。[図表 28]

図表 28 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（複数回答）（横浜市）



[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度]

第3章 DV施策に関する基本方針

1 基本方針

- I 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能設置によるDV被害者支援体制を強化します。
- II 相談機能を強化します。
- III DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します。
- IV DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。
- V 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を行います。
- VI 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。

本基本方針及び行動計画では、「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」の被害者と、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」の被害者を対象とします。また、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、一時保護などを除き本基本方針及び行動計画に即して対応します。

2 施策の方向

方針Ⅰ 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能設置によるDV被害者支援体制を強化します。

平成20年1月に施行された改正DV防止法により、市町村が設置する適切な施設において、DV相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務化されました。法改正を受け、DV被害者にとって最も身近な支援の窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。

横浜市のDV相談支援センター機能は、現行の相談・支援機能を強化した各区福祉保健センターと男女共同参画センターが、相互の機能を補完しあいながら一体的に支援を行うとともに、2つの機関が機能を十分果たせるよう、支援及び統括を行う統括・調整機能を設置して、それら3つで、役割の異なるDV相談支援センター機能を果たし、すべての機能をまとめて横浜市DV相談支援センターとして位置づけます。

◇◇施策の方向◇◇

- 身近なDV被害者支援の窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。
- 神奈川県との連携を強化します。

方針Ⅱ 相談機能を強化します。

DV被害者が、配偶者等からの暴力を受けることなく、安全で安心して生活するために、DV被害者への支援等に関する情報を入手し、一人で悩むことなく、暴力が深刻化する前に相談できるよう、相談窓口を広く周知します。

また、相談者は、悩み、迷いながら相談することが多く、そうしたDV被害者の立場に立ち、本人の意思を尊重した相談を行います。

さらに相談は、相談者にとっての支援の入口でもあり、相談者の状況を的確に見極めて今後の自立に向けた支援につなげる必要があります。そのため、横浜市DV相談支援センターの相談窓口では、相談時間帯の延長や、相談しやすい体制を充実するとともに、各相談等窓口が役割を果たし、相互に連携を図りながら一体的な支援を行います。

◇◇施策の方向◇◇

- 相談窓口の周知を図ります。
- 相談体制を充実します。
- 各相談等窓口の相互連携を強化します。

方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します。

一時保護は、DV加害者からの暴力を防ぐためにDV被害者を避難させ、その安全を確保するだけでなく、心身の健康の回復や自立に向けた生活の準備をするための支援でもあります。DV被害者本人の意思に基づき、DV被害者の立場に立った、より確実な一時保護支援の取組を充実します。

一時保護支援の場においては、実施機関・受入施設である県及び民間団体との連携強化を図ります。さらに、休日・夜間の一時保護対応や緊急に保護を求めてきたDV被害者に適切に対応するため、警察との連携強化を図り、緊急に避難できる場所の確保に努めます。

一時保護の期間中に、DV被害者の状況に応じた適切な処遇決定と心身の状況に応じたケアサポート、母子同伴で保護されるケースにおける母子同時の生活面や心身のケアなど、きめ細やかな支援を進めます。

また、DV被害者がより安心できる保護体制を目指して、DV防止法適用の一時保護施設及び多様なケースに対応できる施設の拡充について、県に働きかけます。

◇◇施策の方向◇◇

- 一時保護支援の組織体制を充実し、DV被害者の安全を確保します。
- 一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。
- 一時保護施設等への支援を図ります。

方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。

DV被害者の自立には、就業や住まい、生活費の確保、子どもの就学、被害者自身や子どもの心身のケアなど、複数の課題があります。また、DV被害者によって支援すべき内容が異なるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が求められます。

横浜市DV相談支援センター機能を担う、各区福祉保健センターと男女共同参画センターが連携し、DV被害者本人の意思を確認・尊重しながら個別自立支援計画を作成して、自立に向けた切れ目のない継続的な支援を行います。

各区福祉保健センターのこども家庭（障害）支援課では、福祉保健センター業務運営指針に基づき、社会福祉職と女性福祉相談員が中心となり、必要に応じて保健師と連携して、DV被害者の課題に応じた自立のための福祉サービスのコーディネートを行います。

男女共同参画センターでは、地域で安定した生活を送ることができるよう、プログラムの提供やアフターケア、自助グループなどによるDV被害者の居場所づくりを行います。

また、自立支援の場において、県配偶者暴力相談支援センターを始め、その他さまざまな機関が関係します。横浜市DV相談支援センターの統括・調整機能では、各区福祉保健センターと男女共同参画センターの連携調整のみならず、さまざまな機関との連携調整を図るとともに、他の都道府県に係る広域的なケースについての連絡調整も行います。

◇◇施策の方向◇◇

- 一貫した自立支援体制を確立し、切れ目のない支援を行います。
- 生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。
- 関連制度の活用と、情報提供を充実します。

方針Ⅴ 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を行います。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、男女共同参画社会の形成のために、根絶しなければならない課題です。

しかし、今までDVは家庭内の問題である、として重要視されず、かつ発見が困難でした。DVをふるう側は、その行為が相手の権利を侵害し、力によって支配する「暴力」であること認識していないことが多く、暴力をふるい続けます。DVをふるわれる側も、それがDVであることに気付かなかつたり、また、DVと認識したとしても「家庭内のこと」とか「自分さえがまんすれば」と相談せずにいることもあります。また、身近な人に相談しても、がまんするよう助言されたり、DV被害者にも非があるような発言をされたりして、それ以上の行動に移れなくなります。公的機関等に相談した場合でも、受け手の認識によっては、被害を深刻に受けとめない、事件として扱われないなど、せっきくの相談が支援につながらないといったこともあります。そうしたことから、被害が潜在化、長期化しやすい傾向にあり、最悪の場合は殺人にまで発展することもあります。

そのため、DVについての正しい理解や支援に関して、さまざまな広報や講演会を通じて情報提供を行います。特に認識されにくい精神的暴力に留意した広報啓発を実施します。

また、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」について、早期の予防啓発が必要であるため、高校生等を対象としたデートDV防止講座をはじめ、学校における暴力防止教育の充実と保護者への啓発を図ります。

暴力根絶に向け、「DVは重大な人権侵害である」という認識が、性別を問わず市民に共有されるよう取り組みます。

◇◇施策の方向◇◇

- DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。
- 暴力の根絶についての啓発を強化します。

方針Ⅵ 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。

配偶者からの暴力の防止と切れ目のない被害者支援を推進するためには、国及び県をはじめとす

る関係機関や民間団体、医療機関等との連携が不可欠です。また、市役所内の関係部署との連携強化も重要です。そのため、関連するすべての機関が共通認識をもち、緊密かつ円滑な相互連携・協力を進めます。

DV被害者の一時保護、生活保護、年金や健康保険・住民登録などの手続き等に対応する者は、DV被害者の人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境等を踏まえ、DV被害者の国籍、障害の有無を問わず、個人情報保護の観点からも安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しなければなりません。そのため、横浜市DV相談支援センター機能の統括・調整機能が中心となって職務に関する者に対する啓発研修を実施し、DV被害者への更なる被害（二次的被害）が生じることがないように努めます。

また、相談員等でDV被害者の支援に直接関わる職員は、DV加害者からの追及を受けたり、その職務の特性から「バーンアウト（燃え尽き）」状態になるなど、心身面での負担が大きいことがあります。横浜市DV相談支援センター機能の統括・調整機能において、相談員の専門性の確保と維持のための心身のケアやフォロー、実務研修等を実施します。また、統括・調整機能は相談員等へのスーパーバイズ¹機能をもち、日常業務における支援と専門的支援を行います。

◇◇施策の方向◇◇

- 関係機関との連携を強化します。
- 職務関係者等への研修を充実し、DV被害者に配慮した支援を行います。

¹スーパーバイズ：複雑な問題に直面し、援助者自身が対応に困難を感じたとき、熟練した指導者から実践に必要な知識や技術、援助方針等のアドバイスを受けること。スーパービジョンともいう。

第4章 基本方針に基づく行動計画

方針Ⅰ 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能設置によるDV被害者支援体制を強化します。

施策の方向	1	身近なDV被害者支援窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。
	2	神奈川県との連携を強化します。

<<現状>>

横浜市では、各区福祉保健センターにおいて、相談・情報提供・一時保護の対応、自立に向けた支援をするとともに、男女共同参画センターにおいて、悩みの解決に向けた相談や情報提供、自立支援のための講座等を行うなど、DV被害者の支援を行い、両者がともにDV相談支援センターの機能の一部を果たしています。

しかし、区福祉保健センターが扱う相談は、年間3,000件近くあります。特にDVに関する対応は深刻なケースが多く、一時保護の対応に追われ、きめ細やかな自立支援が難しい状況もあります。また各区福祉保健センター業務の統一した取扱がなされておらず、自立を支援する男女共同参画センターとの連携も、必ずしも図れているとはいえない状況もあります。

現行支援体制の強化を図り、DV被害者を保護し安全を守ることから、自立までのきめ細やかな切れ目ない支援を行うための体制づくりが必要です。

<<課題>>

- ・DV被害者にとって最も身近な支援の窓口において、被害者の立場に立った切れ目ない支援のため、幅広く関係機関が連携できる体制が必要です。
- ・各区福祉保健センター内での、DVに関わる業務を行う組織体制を確立し、組織的に取り組む必要があります。
- ・各区福祉保健センターと男女共同参画センターでは、現行の相談・支援機能を強化するとともに、相互の機能を補完しながら一体的に支援を行う必要があります。
- ・全市的統一の対応ができるよう、各区福祉保健センターと男女共同参画センターを支援するための統括・調整機能を設置し、一体的な支援の促進も求められます。
- ・組織機構の見直しや、事務マニュアルの作成などを行い、全市的に統一した支援を行う体制の整備が必要です。
- ・市町村のDV相談支援センター機能に求められている役割は「市民に身近な組織としての切れ目ない支援」です。一時保護や広域的な支援については、県の役割であり、今までどおり県と調整し、連携を図る必要があります。

I-1	身近なDV被害者支援窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。
-----	--

「DV被害者の相談を受け、情報提供を行い」、「DV被害者を保護し、安全を守り」、「自立までのきめ細やかな支援を行う」ために、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・より充実した施策のために、こども青少年局（統括・調整機能）、各区福祉保健センター（こども家庭（障害）支援課）、男女共同参画センターの3つを、役割の異なるDV相談支援センター機能として位置づけ、すべての機能をまとめて1つのDV相談支援センターとして位置づけます。 ・各区福祉保健センターと男女共同参画センターでは、現行の相談・支援機能を強化するとともに、相互の機能を補完しあいながら一体的に支援を行います。 ・こども青少年局及び男女共同参画センターが中心となって、市民への普及啓発を行います。
統括・調整機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・全市で統一的な支援体制が図れるよう、統括的な機能をもつ統括・調整機能をこども青少年局に設置します。 ・統括機能のほかに、それぞれの機関がDV相談支援センター機能を十分果たすための支援と、相互機能を補完しあいながら一体的にDV被害者支援を行う体制の促進を図ります。
各区福祉保健センターDV被害者支援組織体制の確立・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性福祉相談員、社会福祉職、医療技術職（保健師）が連携してDVに関する相談・一時保護・総合的な自立支援を行う組織体制とします。（福祉保健センター業務運営指針「チームアプローチ²の重要性」） ・「個別自立支援計画」に基づき、生活保護や子育て支援、高齢者支援等の各福祉制度の利用を支援します。 ・DV被害者の自立を支援するため、こども家庭（障害）支援課が中心となり、福祉保健センター内での連携を図ります。
こども青少年局における各区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの情報提供や連携・調整を行います。 ・DVの相談に関わる職員に対し、事例検討によるスキルアップや日常業務支援を目的としたDV専門家によるスーパーバイズ¹を行います。 ・相談案件や一時保護の個別処遇について、判断に迷う場合などに必要な助言を行います。
個別自立支援計画の作成と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、一時保護、自立支援と切れ目ない支援を継続的に行うため、DV被害者本人の意思を確認・尊重した「個別自立支援計画」を作成します。 ・「個別自立支援計画」はケース情報を一元化するとともに、関係機関で共有します。 ・個人情報の取扱のルールを確立します。

¹スーパーバイズ：複雑な問題に直面し、援助者自身が対応に困難を感じたとき、熟練した指導者から実践に必要な知識や技術、援助方針等のアドバイスを受けること。スーパービジョンともいう。

²チームアプローチ：ひとつひとつの相談に対して、社会福祉職、保健師等、さまざまな職種が関わって、常に複数で相談・支援にあたること

全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内及び市役所以外の警察、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との連携の強化を図るため、DV施策推進会議を設置します。
全市的なケース事例検討会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各区福祉保健センター及び男女共同参画センターの連携強化を図るとともに、全市的に統一された支援及び継続的な業務遂行を図るため、定例的な事例検討や研究を行います。
相談員及び関係機関への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの相談に関わる職員へのスキルアップ研修を行います。 ・各区福祉保健センターにおける専門性の確保のための研修の実施を支援します。 ・関係機関に向けたDVに関する研修を実施します。

I-2 神奈川県との連携を強化します。

神奈川県と協力・連携して、DV被害者の相談・一時保護・自立支援に取り組めます。

実施事項	内容
広域ケースにおける県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的に調整が必要なケースは、各区及び子ども青少年局（統括・調整機能）が連携して対応します。
県、市、民間団体との連携による一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市、民間団体との連携を強化して、一時保護の充実を図ります。 ・一時保護中の3者の連携によりケースカンファレンス³を行います。
夜間等の警察対応との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間等、各区福祉保健センター及び男女共同参画センター閉庁時の対応等について、警察による対応の徹底を、県と県警本部に要請・調整します。

³ケースカンファレンス：事例検討のための会議のこと

方針Ⅱ 相談機能を強化します。

施 策 の 方 向	<ol style="list-style-type: none">1 相談窓口の周知を図ります。2 相談体制を充実します。3 各相談等窓口の相互連携を強化します。
-----------------------	--

<<現状>>

横浜市の女性福祉相談では、夫等からの暴力、加害者からの避難、その他行き場のない女性や母子の相談に対応しています。男女共同参画センター3館の相談では、性別による困難に直面したときの問題解決と一緒に考える支援として、生き方や健康、DVなどについての相談を受けています。

両者を合わせた本市の相談件数は、毎年9,000件前後で推移しており、そのうち暴力に関わる相談は約4割を占めています。

相談の開設時間は、女性福祉相談は区役所の開庁時間のみです。男女共同参画センターでは、月・金曜日のみ20時まで相談窓口を開設しています。夜間・休日で、緊急に一時保護が必要な場合は、県及び警察で一時保護対応することになっています。

日本語を母語としないDV被害者の相談は、女性福祉相談事業では、民間と協働で通訳派遣等を行うとともに、県の多言語相談で対応しています。男性からの相談は市独自では対応しておらず、県の「男性被害者相談」で対応しています。さらに、障害者等からの相談は、障害の状況に応じたソフト面ハード面の対応が必ずしも十分ではありません。

その他、市政情報をはじめとした多様な問合せを受ける窓口である横浜市コールセンター、横浜市政についての相談や問合せの窓口である市民相談室などがあります。また、市民相談室では、法律全般に関する弁護士による無料法律相談を実施しており、夫婦間における法律的な問題の相談なども行っています。

また、横浜市が実施した調査によると、「相談できる窓口を知らない」と答えた人が2割弱で、DV被害者の実態調査では「どこに相談してよいかわからなかった」という声がありました。

<<課題>>

- ・市民に身近な相談支援窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置し、相談しやすい体制整備が必要です。
- ・各区福祉保健センターの相談では、相談者の状況を見極め、適切な支援につなげる必要があります。女性福祉相談員・社会福祉職・保健師など多職種が存在する職場という特性を活かし、人員体制の強化を含め、組織で対応する体制の確立が必要です。
- ・男女共同参画センターの相談では、時間をかけ、問口の広い相談をし、悩みの解決や情報提供など、相談者が自ら考え判断できるよう筋道をたてられる支援が求められます。

- ・DVの問題は複雑で、DVの事由以外の相談にDVの被害が潜んでいることもあり、十分な聞き取りが必要です。また、一時保護の決定に際しては、相談者の意思が尊重され「自己決定」できる支援が求められます。そのための、DV被害者の視点に立った相談ができるよう、相談員の専門性の向上が必要です。
- ・DVが行われる一方で、子どもへの虐待が行われる例もあります。また、DVを目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻であり、DV相談と児童相談所での相談は、より一層の緊密な連携が求められます。
- ・横浜市コールセンター、市民相談室では、今後とも適切にDV相談の専門相談機関を案内することや情報提供を行うことが必要です。
- ・言語、性別等状況に応じた相談を、市独自で行うかどうか、検討が必要です。
- ・医療機関はDV被害者を発見しやすい立場にあります。また弁護士もDV被害者から相談を受け、支援する立場です。医療機関や弁護士、その他支援機関との連携が求められます。
- ・相談窓口について、情報を必要としている市民に伝えるとともに、相談しやすい体制づくりが必要です。
- ・男性DV被害者からの相談も少なからずあります。対応が必要です。

Ⅱ－１ 相談窓口の周知を図ります。

相談窓口の周知を図り、DV被害者の支援につなげます。

実施事項	内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターやシール、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。 <p><事業> 女性に対する暴力根絶に向けた事業 （暴力防止啓発キャンペーン） 横浜市コールセンター 市民相談（法律相談）</p>
医師会、弁護士会、その他関係機関への相談窓口機能の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・各種関連窓口において、相談者への情報提供に関する方法や、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談・一時保護機能等について周知します。 ・相談機関を確実に案内するための、相談機関共有のマニュアルを整備します。

Ⅱ－２ 相談体制を充実します。

DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、相談体制を充実します。また、DV被害者の状況に応じた、きめこまやかな相談ができる体制を整えます。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置【再掲】	(方針Ⅰ－１ 参照)
こども青少年局における各区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの支援【再掲】	(方針Ⅰ－１ 参照)
各区福祉保健センターDV被害者支援組織体制の確立・強化【再掲】	(方針Ⅰ－１ 参照)
男女共同参画センターの相談体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の相談体制を見直し、相談機能を強化します。 ・ 夜間（20時まで）と休日の電話相談について、相談時間の延長を行います。
	<p><事業> 心とからだと生き方の総合相談</p>
緊急時の対応の整備とマニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者に危険があるなど、緊急に対応すべき場合の体制を整備し、適切に対応できるよう、福祉保健センター及び男女共同参画センター共有のマニュアルを作成します。（警察への通報、県との連携等、組織全体での体制の確立、マニュアルの作成）
相談窓口の安全確保とプライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者及び相談員の安全確保を図ります。（ハード面の整備、DV相談支援センターの公表・非公表の検討） ・ 相談者のプライバシー及び個人情報保護を図ります。
相談員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者からの相談において、十分な聞き取りを行い、どのような援助を求めているか把握し、適切に理解して問題解決に向けた助言が行えるよう、相談員の専門性の向上を行います。 ・ 事例検討・研究を実施し、全市統一の体制を図ります。【再掲】
相談者への制度情報提供、指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区福祉保健センター相談及び男女共同参画センターの相談において、DV防止法の適用や必要な情報提供を行います。 ・ 各種関連窓口において、適切な情報を提供します。また、DVの理解のための研修を実施します。【施策Ⅱ－２相互連携強化－研修の実施】
外国籍女性への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍女性のDVや生きづらさなどの多言語による相談の実施を検討します。 ・ 外国籍女性・母子の相談支援を実施し、女性福祉相談の充実を図ります。
	<p><事業> 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業</p>

夜間・休日の相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターの相談において、夜間（20時まで）と休日の電話相談について、体制を整備します。【再掲】 ・時間外の緊急相談については、県及び警察と緊密な連携・協力のもとに対応します。【かながわDV被害者支援プランより】 ・各区と区警察署との連携を強化します。 ・統括・調整機能で、県警本部と調整を行います。
ニーズにあった相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者など様々な困難を抱えるDV被害者のニーズにあった相談体制を検討します。 <p>（相談を受ける窓口、相談方法（FAX・面接）の検討）</p>
男性相談の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・男性DV被害者からの相談は、県配偶者暴力相談支援センターの「男性被害者相談」と連携して対応します。

II-3 各相談等窓口の相互連携を強化します。

それぞれの相談窓口の連携を図るとともに、被害者の安全を確保した上で、被害者の視点に立った関連窓口間の情報共有、情報提供を行います。

実施事項	内容
県配偶者暴力相談支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の対応が必要な場合には、県配偶者暴力相談支援センターに連絡し、対応について連携を図ります。
県警察との連携【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外の緊急相談については、県及び警察と緊密な連携・協力のもとに対応します。 ・各区と区警察署との連携を強化します。 ・統括・調整機能で、県警本部と調整を行います。
児童相談所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・DVと児童虐待は密接な関わりがあることから、虐待を把握したときは、相互に早期の連携を図ります。 ・児童相談所での相談や児童虐待に関わる通報と、各区福祉保健センター相談及び男女共同参画センター相談との連絡体制・情報共有のあり方について、早期連携のための全市統一のルールを確立します。（相互に連絡をしよう体制をつくります） ・定期的に情報交換を行います。 <p>（DV施策推進会議、事例検討・研究の実施）</p> <p><事業> よこはま子ども虐待ホットライン 夜間・休日の児童虐待通報・相談等の対応（児童虐待防止対策事業）</p>

民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間で相談を行っている団体との連携を図ります。 ・ 定期的に情報交換を行います。 (DV施策推進会議、事例検討・研究の実施等)
医師その他医療関係者による対応と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関において、DV被害者を発見した場合の、DV被害者への情報提供に関する方法や、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談・一時保護機能等について周知します。 ・ 横浜市医師会と連携して、医師等に対する啓発や情報提供を行います。 ・ 県が作成した「医療関係者向けDV対応の手引き」を活用します。
弁護士による法律相談等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士による法律相談等において、DV被害者への情報提供に関する方法や、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談・一時保護機能等について周知します。 ・ 横浜弁護士会と連携して、弁護士等に対する啓発や情報提供を行います。
関連相談等窓口の相互連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種関連窓口において、相談者への情報提供に関する方法や、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談・一時保護機能等について周知します。 ・ 相談機関を確実に案内するための全相談機関共有のマニュアルを整備します。 ・ 職務で関わる従事者に対し、DV理解及び危機管理のための研修を実施します。 <p>＜事業＞</p> <p>こころの健康相談センター（健康福祉局） 教育総合相談センター（教育委員会事務局） 人権擁護員による相談（市民局） 民生委員・児童委員による相談（各区、健康福祉局） 生活保護等、福祉保健センター職員による相談</p>

方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します。

施策 の 方向	1 一時保護支援の組織体制を充実し、DV被害者の安全を確保します。
	2 一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。
	3 一時保護施設等への支援を図ります。

<<現状>>

一時保護の決定については、都道府県の責務であり、県の女性相談所で行っています。

横浜市では、各区福祉保健センターが相談を受け、県に一時保護を依頼しています。一時保護の際は、区福祉保健センターと県・民間団体が連携・協力のもと、適切な安全確保を行っています。しかし、相談体制の状況により、必ずしも一時保護がスムーズに行われていないケースがあります。夜間・休日は現行、県と警察で行うことで整理されています。

一時保護時に母子を一緒に保護できない場合は、児童相談所と連携していますが、情報共有のルール化が十分に確立されていません。

一時保護中は、生活援助を中心に、同行支援や自立に向けた制度の紹介、面接などを行っています。

<<課題>>

- ・一時保護の依頼、一時保護中における一時保護後の処遇決定など、一時保護に関する機関決定について、組織で対応する体制の整備が必要です。
- ・DVの特性上、緊急の安全確保を最優先しなければならないため、一時保護決定における臨機応変な対応も求められます。
- ・全市的な対応が確保できるよう、全体のコーディネートと各区福祉保健センター職員への指導・助言を行う統括・調整機能の設置が必要です。
- ・夜間・休日等時間外の緊急の安全確保について、夜間電話相談を行う男女共同参画センターからのつなぎ方を検討するとともに、県及び県警との連携の強化を図る必要があります。
- ・緊急の安全確保として、一時保護が行われるまでの間、DV被害者を安全にかくまう方法も検討していく必要があります。
- ・警察における、緊急的な保護に際して、DV被害者に十分配慮した対応が行われるよう、調整も必要です。
- ・一時保護の際に児童虐待を把握したり、逆に児童相談所の保護からDVの発見もあります。相互の連絡体制・情報共有のルール化が必要です。また、母子を別々に保護する場合の連絡も、十分に連携を図る必要があります。
- ・障害者・高齢者等は、一時保護所に入所できない場合があります。そういう場合の安全確保について、検討していく必要があります。

- ・一時保護中の心身のケアは、自立に向けた生活を始めるうえで、非常に重要です。DV被害者、子ども、母子それぞれへの心身回復のためのケアの充実が必要です。特に子どもへのケアは、児童相談所や関連機関との連携が重要です。
- ・同伴で保護された子どもは、安全確保の観点から、事実上通学・通園等が困難です。学習機会の提供や、心理的ケアを行う必要があります。
- ・一時保護期間中から、DV被害者の個々の状況に応じた個別の自立支援計画を、本人の意思を確認・尊重しながら作成し、共有化して、継続的な支援を行う必要があります。
- ・一時保護は、県と民間団体が連携して行われています。民間シェルターは財政的に厳しく、施設整備等への対応が困難な場合があります。運営費補助以外の支援を検討する必要があります。

Ⅲ－１	一時保護支援の組織体制を充実し、DV被害者の安全を確保します。
-----	---------------------------------

適切かつ速やかな一時保護ができる体制を整備し、DV被害者の安全・安心を確保します。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置【再掲】	(方針Ⅰ－１ 参照)
各区福祉保健センターDV被害者支援組織体制の確立・強化【再掲】	(方針Ⅰ－１ 参照)
こども青少年局における各区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの支援【再掲】	(方針Ⅰ－１ 参照)
通報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・通報があった場合に、DV被害者の状況の確認や相談窓口の情報提供を行うとともに、緊急性が高い場合は、県及び警察と連携して、DV被害者の安全確保を行います。【かながわDV被害者支援プラン】 ・通報対応が的確に行われるように、緊急時対応マニュアルを関連相談等窓口と共有し、確実に案内します。【再掲】
休日、夜間の緊急保護体制の検討【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・休日及び夜間の緊急一時保護については、警察との緊密な連携・協力のもとに対応します。【かながわDV被害者支援プラン】 ・各区と区警察署との連携を強化します。 ・統括・調整機能で、県警本部と調整を行います。 ・警察における緊急的な一時保護について、DV被害者に十分配慮した対応を県及び県警と調整して行います。
県との広域的な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護において、加害者の追及を逃れるための広域的な連携については、県が実施します。県の実施にあたり、連携を図ります。 ・広域的に調整が必要なケースは、各区及び統括・調整機能が連携して対応します。

県、市、民間団体との連携による一時保護の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市、民間団体との連携を強化して、一時保護の充実を図ります。 ・ 一時保護中から、DV被害者の状況にあわせた個別自立支援計画を作成します。
一時保護所までの同行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区福祉保健センターは、一時保護所への同行支援を行います。（夜間、休日は除く）
一時保護における児童相談所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子同伴で保護する場合、児童虐待のリスクも考えられるため、必要に応じて適切な支援ができるよう、児童相談所との連携を強化します。 ・ 児童相談所と、各区福祉保健センター相談及び男女共同参画センターの一時保護時の連絡体制・情報共有のあり方について、早期連携のための全市統一のルールを確立します。（相互に連絡をしあう体制をつくります） ・ 定期的に情報交換を行います。（DV施策推進会議、事例検討・研究の実施）

Ⅲ－２ 一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。

一時保護施設に入所中のDV被害者の負担の軽減を図るとともに、DV被害者と同伴する子どもへのケアと、自立に向けた支援を充実します。

実施事項	内容
一時保護中及び一時保護後の処遇決定 （個別自立支援計画の作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護の際に、その後の支援方針も含めて検討できるよう、DV被害者本人の意思を確認・尊重しながら「個別自立支援計画」を作成し、自立に向けた継続的な支援を行います。
一時保護所入所中の同行支援の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区福祉保健センターとシェルターが連携して、必要な同行支援を行います。
一時保護所入所中の心理的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護施設に心理判定員、心理学的支援を専門的に行う職員等の配置・派遣をします。 ・ 専門医学的な治療を必要とする場合には、医療機関等との連携を図り、情報提供を行います。
同伴する子どもへの心理的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの心理的ケアについて、児童相談所と連携して実施します。 ・ 医療機関等との連携をはかり、情報提供を行います。 <p><事業> 母子生活支援施設での自立支援、ケア 自助グループによる支援</p>
同伴する子どもへの学習支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護されている子どもは、安全確保の観点から通学が困難なため、学習機会の提供を検討します。 ・ 家庭環境の影響等から、学習が遅れぎみの子どもへの学習支援も検討します。

一時保護所入所中の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各シェルターへの自立支援に関する専門職員等を配置します。 ・各区福祉保健センターは、被害者の自立支援のため、男女共同参画センターやシェルターとの連携を図ります。
	<p><事業></p> <p>シェルター等における自立に向けた支援 (DV被害者に対する地域での生活に向けた支援の充実)</p>
外国籍女性への支援の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生活問題を抱える外国籍女性・母子への電話や面接相談及び通訳派遣などによる自立の支援を行います。
	<p><事業></p> <p>外国籍女性と子どもの総合的自立支援事業</p>
一時保護中の必要な経費面での支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中のDV被害者に必要な経費について、支援方法を検討します。

Ⅲ-3 一時保護施設等への支援を図ります。

一時保護中も、DV被害者の安全が確保され、安心できる施設の充実を図るとともに、一時保護までの緊急保護体制の整備を検討します。また、高齢や障害のあるDV被害者や中学生以上の男子を同伴するDV被害者など、多様なケースに対応した施設の確保を検討します。

実施事項	内容
民間シェルターへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターに運営費等を補助します。 ・民間シェルターの活動を支援します。 <p><事業></p> <p>女性緊急一時保護施設補助事業</p>
公的施設での一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に保護を要する母子を一時的に保護し、相談・支援を行います。
多様なケースに対応できる施設との連携の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や介助が必要な高齢者等の一時保護について高齢者施設などとの連携を検討します。 <p>【かながわDV被害者支援プラン「多様なケースに対応した一時保護の実施」】</p>

方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。

施策の方向

- 1 一貫した自立支援体制を確立し、切れ目のない支援を行います。
- 2 生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。
- 3 関連制度の活用と、情報提供を充実します。

<<現状>>

一時保護を利用しているDV被害者に対しては、一時保護の際にその後の支援方針も含めて決定します。また、入所期間中に、区福祉保健センター・県・一時保護施設等の関係機関等が相互に連携して、ケースカンファレンス³などを通じて、DV被害者自身の意向を尊重した支援を行っています。一時保護後、行き場所がないDV被害者には、公的施設や民間団体との連携により、引き続きの自立支援を行っています。

自立支援を視野にいたした処遇決定判断には、社会福祉職や保健師等の専門職の関わり、さまざまな制度との連携調整が重要ですが、区によって対応が異なる場合があります。

また、自立に必要な生活保護制度や母子家庭自立支援の制度等の必要な相談・措置を行っていますが、さらなる連携強化が求められます。

その他、自立に向けた住まいの確保、就業支援、心理的ケア等は、既存の他の制度を利用するなどして、総合的な支援を行っています。特に、男女共同参画センターにおける就業支援や自助グループによる支援は、DV防止法施行前から行っており、DV被害者の視点にたった支援を実施しています。

さらに、DVにさらされる子どもへの影響は深刻な問題であり、教育総合相談センターでも、DVに関連する保護者等からの相談があります。子どもの生活基盤である学校現場が果たす役割は、DV被害者支援の一つとして、重要な役割です。

<<課題>>

- ・地域での生活の安定に向けた自立までの切れ目のない一貫した支援を行うため、一時保護期間中から、DV被害者の個々の状況に応じた個別の自立支援計画を、本人の意思を確認・尊重しながら作成し、共有化して、継続的な支援を行う必要があります。
- ・DV被害者の立場に立ったアフターケアや、総合的判断のもとに支援を行う機能が求められます。
- ・一時保護後の自立に向けた支援について、退所後支援が途切れることがないように、十分な配慮が必要です。県・民間団体・各区福祉保健センター・男女共同参画センターで十分に連携し、自立に向けた切れ目ない支援が求められます。

³ケースカンファレンス：事例検討のための会議のこと

- ・DV被害者が何度も相談支援の窓口で状況説明することがないよう、「個別自立支援計画」の作成と共有化を図り、関係機関同士の連携強化が必要です。特にDV相談支援センター内の連携は円滑に行われる必要があります。
- ・また、区役所でDV被害者が別の窓口に移動することは、危険を伴うことが想定されるため、可能な限り手続のワンストップサービスを図る、どうしても窓口を移動しなければならない場合には必ず同行する、などのルール統一化によるDV被害者の安全確保が求められます。
- ・DV被害者の自立支援については、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他法令による必要な措置や住民基本台帳閲覧等の制限などの措置を講じることとされています。それぞれの所管との連携の強化を図ることが必要です。
- ・生活保護相談には、DVケースが潜んでいることもあるため、より一層の連携強化が求められます。
- ・住民基本台帳の閲覧制限について、各区統一のルールを再度徹底する必要があります。
- ・DV被害者は特に心理面の課題を抱えており、DV被害者や子どもへの心理的な回復のためのサポートが、安定した生活のためには非常に重要です。
- ・横浜市が実施した調査では、夫と離別した被害者が困っていることで最も多かったのは「住まいの確保」であり、住まい確保の支援の拡充が求められます。
- ・経済面での不安も多くあげられており、就業支援の充実や就労のためのカウンセリング、経済的な支援策の充実が必要です。特に、母子自立支援員と連携し、総合的な就業支援を実施していく必要があります。
- ・DVは、子どもにも重大な影響を及ぼすため、子ども及び母子同時の心理的ケアの実施、学習機会の提供の検討を行う必要があります。
- ・子どもにとっての生活基盤である学校現場は、子どもからの相談内容やその子どもの様子から、家庭におけるDVやそれに伴う児童虐待の発見がしやすく、また、そこでの支援は非常に重要な役割となります。子どもを取り巻く多くの機関が連携し、情報の共有化や行動連携を含めたネットワーク作りが必要です。
- ・教育委員会から区役所に派遣されている教育相談員・学校カウンセラーは、乳幼児期から学齢期及び思春期における幅広い相談を受けており、DVの発見やDVの被害を受けた子どもへの支援に重要な役割を果たすことが期待されています。しかし、現状の人員体制では十分な支援が難しく、体制の整備が課題となっています。
- ・DVの被害を受けても、DV防止法の支援や一時保護を受けることなく、地域で生活しているDV被害者もいます。また、自分がDVの被害を受けていると気付かずに悩んでいる人もいます。さらに、さまざまな事情で避難できないでいる人もいます。そうした人が地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや自助グループによる支援をおこない、見守り支援を行う必要があります。
- ・別居後、住民票を異動できない場合の社会的不利益があります。国に対して法改正を求めるなど、何らかの対応の検討が必要です。

IV-1

一貫した自立支援体制を確立し、切れ目のない支援を行います。

各支援機関のスムーズな相互連携を図るための体制を確立し、DV被害者の立場にたった、相談、保護から自立した生活に向けた切れ目のない一貫した自立支援を行います。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置【再掲】	(方針I-1 参照)
個別自立支援計画の作成【再掲】	(方針I-1 参照)
各区福祉保健センターDV被害者支援組織体制の確立・強化【再掲】	(方針I-1 参照)
男女共同参画センターにおける自立支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター機能を生かした、自立支援を実施します。 ・個別自立支援計画にあわせたプログラムの提供・アフターケアと、福祉支援につながらなかった人へのプログラム提供を行います。
こども青少年局における各区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの支援【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・各区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの情報提供や連携・調整を行います。 ・県、民間団体等、自立支援関連機関等との調整を行います。 ・事例検討・研究を実施します。
自立に向けた同行支援の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・各区福祉保健センターが、DV被害者の自立に向け同行支援を行います。 ・シェルターと連携を図ります。

IV-2

生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します

DV被害者の状況や自立に向けたプロセスを見極め、一人ひとりの状態に応じたきめこまやかな支援を行います。

自立支援にあたっては、関係機関が連携し、DV被害者の負担を減らし、手続きを円滑に進めます。

(1) 身体的・心理的ケア

実施事項	内容
施設退所後のフォローの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターと連携し、福祉保健センターと男女共同参画センターでアフターフォローを行います。 ・施設退所後のフォロー支援及び自助グループ等の支援や支援者の発掘を行います。
	<事業> DV等被害者に対する地域での生活に向けた支援の充実

自己回復に向けたエンパワメントの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の心身の回復のための講座の実施や、自助グループ等によるサポートを実施します。 <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none"> DV・トラウマからの自己信頼回復講座 DV体験女性のためのサポートグループ 自助グループへの支援 女性の健康維持のための実践講座
こころの健康に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康に関する相談や、専門医等による面接相談など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。 ・状況に応じ、医療機関や自助グループ等の関係機関の紹介を行います。 <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none"> こころの健康相談センター（健康福祉局） 精神保健福祉相談（各区福祉保健センター） 心とからだと生き方の相談（男女共同参画センター）
継続的な心理的ケア、カウンセリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・無料、低額のカウンセリングの実施について、男女共同参画センターでの援助・サポートの実施を検討します。
カウンセラー等の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が安心してカウンセリングが受けられるよう、既存のカウンセリング事業を活用します。 ・心理判定員やカウンセラーの派遣を検討します。

（２）経済的支援、生活支援

実施事項	内容
生活を支援するための制度の円滑な運用、連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の自立を支援するための必要な措置を講じます。
貸付金などの諸制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金等諸制度を活用し、経済面の支援を充実します。 ・適切な情報提供を行います。 <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等日常生活支援事業 母子寡婦福祉資金貸付制度 ひとり親家庭等医療費助成事業

(3) 就労支援

実施事項	内容
シェルター等における自立に向けた支援の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルターにおいて、住まい、就労等課題解決のための専門員を配置します。 <事業> DV等被害者に対する地域での生活に向けた支援の充実
生活保護制度や他の支援事業の活用と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援専門員が生活保護を受給しているDV被害者の就労支援を行います。 ・生活保護の受給にいたらない生活困窮者等への就労相談等自立支援制度との連携を図ります。 <事業> 生活保護者自立支援プログラム (生活保護事業) 地域日常生活自立支援事業
母子家庭等への就労、自立支援の充実と関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭への就労及び自立支援事業の充実を図ります。 ・男女共同参画センターを中心に、各事業の連携を図ります。 <事業> 母子家庭の母等を対象とした職業訓練 (職能開発事業) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (母子家庭自立支援教育訓練給付金 母子家庭講等技能訓練促進費 就職支援セミナー・講習会) 母子家庭の母のための就労応援セミナー 母子家庭の母のための就職支援パソコン講座
女性のための就業の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就業する際に役立つ実践スキルを身につけるための講座の充実を図ります。 ・女性に対する起業支援を行います。 ・DV被害者などの生活保護受給者等に対しては、受講料免除制度を適用します。 <事業> 再就職準備講座 再就職のためのパソコン講座 女性起業UPルーム(起業セミナー、起業相談、情報提供)
就業につなげられる支援方法検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターが連携し、職業紹介や求人開拓を行い、就業につながる支援の実施を検討します。

(4) 住まいの確保、住宅支援

実施事項	内容
住宅確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅や民間アパートなど、空き施設の有効活用について検討します。 ・保証人のいない、DV被害者などを対象に、民間住宅あんしん入居事業を実施します。 ・市営住宅の入居者募集の際、DV被害者世帯の優遇として、当選率を一般組の3倍とします。また、DV被害者の単身での申し込みを可能とします。
ステップハウスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県のステップハウス事業を活用し、民間団体への取組み支援と連携を強化します。 【かながわDV被害者支援プラン】
単身女性への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・単身女性の自立支援に取り組みます。

(5) 子どもに関する支援

実施事項	内容
児童虐待防止と家庭支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。
母子生活支援施設での子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における、母子の自立に向けた支援、子育て支援等の充実をはかります。 ・地域の母子家庭等の子どもを対象とした、夜間養護（トワイライトステイ）を行います。 <p><事業> DV被害者に対する地域での生活に向けた支援の充実</p>
学校現場での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者が学校を通じて子どもやDV被害者の情報を得ようとする場合があり、情報を伝えることでDV被害者が危険にさらされることを認識し、安全の確保と情報管理に十分努めます。 ・担任、児童指導担当教諭、生徒指導専任教諭、養護教諭等、学校による組織的な相談を行います。 ・子どもの心身のケアの充実を図ります。
教育相談における福祉保健センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談などで、DVに関する相談を受けた場合は、福祉保健センター内で十分な連携を図り、子どもへの支援を行います。
就学・転校支援、転園支援	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な就学・転校手続きができるよう、DV相談支援センター、教育委員会と区とで連携を図ります。 ・教育現場と教職員の情報管理及び危機管理を徹底します。

DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DVのある家庭環境で育った子ども及び児童虐待被害児童への心身面でのケアの充実を図ります。 ・児童相談所事業と連携を強化します。
	<p><事業></p> <p>DVの影響を受けた母子のためのケア・プログラム</p>
子育てに関する相談との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談を実施します。 ・DV及び児童虐待に対する的確な理解と協力を得るため、普及啓発を実施します。
	<p><事業></p> <p>子ども・家庭支援相談事業</p> <p>子育て期の相談（男女共同参画センター）</p>
子どもに関わるさまざまな機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、DVのある環境で育った子どもへの支援に取組みます。（児童相談所、教育総合相談センター、スクールカウンセラー等、ソーシャルワーカー、保健師、保育指導員、養護教諭等）
同伴する子どもへの学習支援の検討【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護されている子どもは、安全確保の観点から通学が困難なため、学習機会の提供を検討します。 ・家庭環境の影響等から、学習が遅れぎみの子どもへの学習支援も検討します。
子どもにかかる情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票がなくても、居住していることが明らかな場合には、予防接種や健診が受診できるよう、DV被害者に対して、適切な情報提供を行います。
一時保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所等、当事者が必要な手続を行う際の一時保育実施についての検討を行います。

（6）外国人・高齢者・障害者等、多様な状況に応じた支援

実施事項	内容
外国籍女性への自立支援の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生活問題を抱える外国籍女性・母子への電話や面接相談及び通訳派遣などによる自立の支援を行います。 <p><事業></p> <p>外国籍女性と子どもの総合的自立支援事業</p>
障害者支援との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や障害がある同伴の子どもについて、他施設と連携し、一時保護の充実を図ります。
高齢者支援との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のDV被害者について、他施設と連携し、一時保護の充実を図ります。

(7) 地域における生活支援

実施事項	内容
地域で生活するDV被害者の「居場所」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターを、気軽に立ち寄れる「居場所」として位置づけ、地域における支援を充実します。 ・地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。(一時保護後及び相談のみで保護していないDV被害者への支援も行う) <事業> DV体験女性のためのサポートグループ【再掲】 自助グループによる支援【再掲】
施設退所後のフォローの実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター等と連携し、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターでアフターフォローを行います。 <事業> DV被害者に対する地域での生活に向けた支援の充実
民生委員・児童委員や民間団体との連携により地域見守りサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における支援やサポート、DV被害者などの発見について、民生委員や民間団体等と連携します。 ・支援に関わる者に対し、研修の実施や事例研究を行います。【方針VI-1 各区福祉保健センターにおけるDV関連連絡会の設置】

IV-3 関連制度の活用と、情報提供を充実します。

関連する制度の活用とDV被害者への情報提供を充実し、適切な支援を実施します。

実施事項	内容
各種証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センター機能として、各種手続に必要な証明書の発行を、統括・調整機能において行います。(一時保護証明書以外) ・各区福祉保健センター及び男女共同参画センターでは、証明書発行申請の受付と証明書交付を行います。
住民基本台帳閲覧等制限の制度活用	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、ストーカー被害者支援のための住民基本台帳事務取扱要領に基づき、住民票の交付及び台帳の閲覧制限などDV、ストーカー被害者の支援を行います。 ・外国人登録原票においても、趣旨を理解した対応を行います。 ・全市統一の支援ができるよう、マニュアルの整備や定期的な研修を実施します。
こども手当、国民健康保険、国民年金等の手続きへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こども手当や国民健康保険、国民年金等の手続きについて、同行支援をするなど、DV被害者がスムーズに手続きができるよう支援します。 ・関係窓口職員に対し、DVに対する的確な理解と危機意識をもち、二次被害を防止するために、研修を実施します。
税務調査や市民税証明等発行事務における情報の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・税務調査や市民税証明・納税証明発行の過程で情報の適正な管理を行い、DV被害者への二次被害を防止します。また、そのための情報提供や研修等を行います。

方針V 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を行います。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1 DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。2 暴力の根絶についての啓発を強化します。
-------	--

<<現状>>

横浜市では、暴力防止のための啓発強化を「よこはま男女共同参画行動計画」の重点施策として取組を進め、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて暴力防止キャンペーンを実施し、DVの理解と根絶に向けた啓発ポスターの掲出や講演会の実施、相談窓口の周知を実施しています。

また、DV根絶のために、若いころからの予防教育が必要であるため、中・高校生を対象としたデートDV防止講座を実施するとともに、教育関係者へのDV理解促進のための講座を行っています。

しかし、横浜市のDVに関する意識調査では、DV防止法について、その内容まで知っている人は2割しかいません。また、「何を言っても長時間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する」などの精神的暴力にあたる行為に対しては、“どんな場合でも暴力にあたると思う”と答えた人が5割未満で、暴力と認識する人が少ない状況です。さらに、DV被害者実態調査では、自分がされている行為がDVである、と気がつかなかったという声もあり、DVに関する認識や理解をしてもらう必要があります。

<<課題>>

- ・DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的にDVに対する認識が低く、特に加害者は自分がふるう暴力を「大したことではない」、「夫婦や恋人同士だから当たり前」といった感覚で相手の人格を踏みにじり、力で支配してきます。『個人の尊厳を傷つける暴力は許さない』という意識を社会全体で共有していくための啓発が必要です。
- ・自分自身がされている行為がDVとは気づかなかったり、DV被害者も暴力を「大げさにしたくない」と我慢し、相談することなく一人で抱え、支援につながらず、DVがエスカレートすることがあります。DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供が必要です。
- ・DVの被害者は、家族や親族等、身近な人に相談する人が多くなっています。そのため、広く市民・事業者に広報啓発を行い、理解を深めてもらう必要があります。身近な人の支援や実際に支援に携わる人の存在が大切です。
- ・周囲の理解を深めることで、早期発見や支援につながる可能性があります。
- ・DVは、若いうちから予防することが有効であるとも言われています。そのため、子どものころから、DVの暴力は人権侵害である、という教育をしていくことが重要です。
- ・DVや虐待を受けた子どものケアも、自身の回復のためだけでなく、暴力の連鎖を断ち切るためには重要なことです。そういった子どもへの心身面でのケアのより一層の充実が求められます。

- ・児童虐待防止法では、子どもの目の前でのDVは、子どもへの心理的虐待にあたとされています。実際に、子どもによるDVの目撃があり、子どもの心身への影響があります。DVのある家庭環境に育つことが子どもへの虐待である、という認識を広く啓発することが必要です。
- ・教師や保育士などの教育関係者は児童虐待やDVの発見者となることから、児童虐待及びDVに対する的確な理解と協力が重要であり、より一層の啓発が必要です。
- ・子どもから自己肯定感・自己信頼感をもち、自分も相手も大切に感じる感覚を身につけることが、DVのない社会をつくるためには重要な取り組みです。
- ・加害者を対象とした更生や対策は、DVの防止に向けた重要な施策ではありますが、国の調査研究でも、現行制度での加害者更生の限界を指摘しています。今後の動向を見ながら、加害者対策についての研究を行う必要があります。

V-1	DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。
------------	-----------------------------------

DVの被害者が、自分が受けている行為がDVであると認識でき、また、相談や自立に向けた行動を起こしてさまざまな公的な支援につながるよう、DVに関する情報提供を行います。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置【再掲】	(方針I-1 参照)
DV被害者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者自身が、自分でこれからのことを自己決定でき、相談や公的支援につながるよう、必要な知識について周知を図ります。 ・支援に関する情報の提供について充実を図ります。 ・啓発ポスターやシール、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。【再掲】 <p><事業> 女性のためのDVに関する情報提供 夫婦関係・離婚をめぐる法律講座 女性に対する暴力根絶に向けた事業 (暴力防止啓発キャンペーン)</p>

DV被害者へのDVに対する正しい理解の普及の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が、DVの行為を受けていることや、それが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、DVの理解普及啓発の充実を図ります。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて、ポスターの掲出、講演会の実施、パネル展、広報誌への掲載など広報・啓発を集中的に行います。
	<p><事業></p> <p>女性に対する暴力根絶に向けた事業 (暴力防止啓発キャンペーン) (デートDV予防啓発講座)</p> <p>女性に対する暴力関連講座 (男女共同参画センター講座事業)</p>

V-2 暴力の根絶についての啓発を強化します。

「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である」ことについての理解を進め、市民が暴力の発見と根絶に向けた取組ができるよう、啓発を進めます。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置【再掲】	(方針I-1 参照)
DVに対する正しい理解の普及の充実【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者に対して、DVに対する的確な理解と協力を得るため、普及啓発の充実を図ります。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて、ポスターの掲出、講演会の実施、パネル展、広報誌への掲載など広報・啓発を集中的に行います。 <p><事業></p> <p>女性に対する暴力根絶に向けた事業 (暴力防止啓発キャンペーン)</p> <p>女性に対する暴力関連講座</p>
若者に向けた啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・若者向けのデートDV防止講座を、NPOや民間団体と連携・協力して実施します。 <p><事業></p> <p>女性に対する暴力根絶に向けた事業(デートDV防止講座)</p>
子どものころからの人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等において、暴力や人権侵害についてきちんと教育を行い、男女の人権に関する教育を充実します。 ・保護者等への広報啓発を実施します。

<p>児童虐待とDVに関する啓発の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待とDVは密接な関係があることから、その関連についての市民に対する啓発を行います。 <p><事業></p> <p>女性に対する暴力根絶に向けた事業 (暴力防止啓発キャンペーン)</p> <p>児童虐待防止の広報・啓発 (児童虐待防止啓発地域連携事業)</p>
<p>加害者対応研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者対策について、国や他都市の情報を収集するとともに、加害者行動変容プログラムについて研究します。 ・加害者更生に必要な法整備について、国に要望します。【かながわDV被害者支援プラン】

方針Ⅵ 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。

施策 の 方向	<ol style="list-style-type: none">1 関係機関との連携を強化します。2 職務関係者等への研修を充実し、DV被害者に配慮した職務を行います。
---------------	---

<<現状>>

DV施策に関する基本方針及び行動計画策定のため、医師や弁護士、支援に携わる民間団体等と市内の支援関係機関からなる「DV施策検討会議」を立ち上げました。今後、施策の推進と連携強化に向けて、会議の継続・あり方を検討します。

神奈川県下では、「神奈川県DV対策推進会議」のメンバーとして、広域の連携を図っています。

直接的な支援に関わらない市内の窓口職員への研修についても、実施しているところですが、実際の窓口において理解不足による二次的被害もあり、防止のための研修の充実が必要です。

<<課題>>

- ・DV被害者の支援には、一時保護などの直接的な支援だけでなく、生活保護や年金・保険などの多くの機関・人が携わります。全市的な関係機関との連携は統括・調整機能が、区役所内の関係機関との連携は福祉保健センターが中心となってい、円滑な連携を図る必要があります。
- ・医師、弁護士、民間団体との連携も不可欠であることから、より一層の連携強化が求められ、統括・調整機能が対外的な連携を担う必要があります。
- ・DV被害者の支援に携わる機関（相談員）同士の事例の検討や情報交換をきめこまやかに行い、連携を図ることが必要です。（横浜市役所内、関係公的機関、民間等）
- ・DV被害者への二次被害を防ぐために、市の関係機関だけでなく、民間支援団体を含む関係機関で従事する者への資質の向上と理解の促進が不可欠です。啓発研修や必要な情報提供を行う必要があります。
- ・DV被害者支援のスキルや危機管理意識には、職員によって差が見られます。そのため、啓発研修を始めとして、誰でも的確でDV被害者の立場に立った対応を、継続して行うことが求められます。
- ・相談員や支援者は、バーンアウトや加害者等からの二次被害にあうことがあり、心身面での負担が大きくなります。そのためフォローやケアを、統括・調整機能が行うことが必要です。

DV防止法に掲げられた支援機関を始め、関連するすべての機関が共通認識をもち、切れ目のない支援のために、緊密な相互連携・協力体制を図ります。

実施事項	内容
横浜市DV相談支援センター機能の設置【再掲】	(方針I-1 参照)
全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内及び市役所以外の警察、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との連携の強化を図るため、DV施策推進会議を設置します。
福祉保健センター内の連携強化【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の支援のために、こども家庭(障害)支援課が中心となり、福祉保健センター内で生活保護や子育て支援、高齢者支援担当との連携を強化します。
各区福祉保健センターにおけるDV関連連絡会等の設置【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が地域で安心して生活するためには、関係機関が連携し、支援を行う必要があることから、区ごとにDV支援に係る機関の連絡会の設置若しくは既存の会議(要保護児童対策協議会等)において、事例検討を行います。 ・特に、DVと児童虐待は密接に関わりがあることから、連絡会等では必ず連携するようにします。 (区福祉保健センター、男女共同参画センター、警察、学校、保育機関、児童相談所、医療機関、司法機関、民生委員等)
県との広域的な連携【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護における広域的な対応については、県と連携を図ります。
子どもに関わるさまざまな機関との連携【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・DVのある家庭環境で育った子ども及び児童虐待被害児童への心身面でのケアの充実のために、子どもに関わるさまざまな職種者の関与と連携を図るための仕組みをつくります。 (児童相談所、教育総合相談センター、スクールカウンセラー等、ソーシャルワーカー、保健師、保育士、保育指導者、養護教諭等)

職務関係者はもとより、市役所全職員にDVに関する研修を実施し、DVの特性を十分理解したうえでDV被害者の人権を尊重し、DV被害者の立場に配慮した職務を行います。

実施事項	内容
各区福祉保健センター実務担当者への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括・調整機能による、職種に応じた実務担当者（こども家庭（障害）支援課 責任職、社会福祉職等）研修を充実し、DV被害者の立場にたった支援ができるようにします。 ・ 各区福祉保健センターにおいて、研修ができる仕組みをつくります。
相談員スキルアップの充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括・調整機能による、相談員への研修を実施し、相談員の専門性の維持と確保を行います。また、相談の特性上、相談員への心身面での負担は大きいいため、フォローやケアを行います。 ・ 事例検討・研究を実施し、全市統一の体制を図ります。
市役所関係職員研修の充実とマニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍課、保険年金課、税務課等窓口職員に、DVに対する的確な理解と危機意識をもち、二次被害を防止するために、研修を実施します。【再掲】 ・ 各区において、研修ができる仕組みをつくります。 ・ 区役所窓口のDV対応マニュアルを作成します。
教育関係者等への啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員や保育士など教育関係者は、児童虐待やDVの発見者となることが多いことから、児童虐待及びDVに対する的確な理解と協力を得るため、普及啓発を実施します。（学校教員、保育関係者等）
医師その他医療関係者による対応と情報共有【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関において、DV被害者を発見した場合の、DV被害者への情報提供に関する方法や、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談・一時保護機能等について周知します。 ・ 横浜市医師会と連携して、医師等に対する啓発や情報提供を行います。 ・ 県が作成した「医療関係者向けDV対応の手引き」を活用します。
弁護士による法律相談等との連携【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士による法律相談等において、DV被害者への情報提供に関する方法や、各区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談・一時保護機能等について周知します。 ・ 横浜弁護士会と連携して、弁護士等に対する啓発や情報提供を行います。

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画素案（案）
平成22年7月

発行：横浜市

市民局男女共同参画推進課 / 子ども青少年局子ども家庭課

電話 045-671-2017 / 045-671-2394

FAX 045-661-3431 / 045-681-0925

電子メール sh-danjo@city.yokohama.jp / kd-kokatei@city.yokohama.jp

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
